

3.2. 社会的状況

3.2.1. 人口の状況

1. 人口等の推移

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の市町における人口、世帯数等の状況及び推移は、表 3.2-1 に示すとおりである。

3市町とも人口は減少傾向にあり、世帯数はおおむね横ばいとなっている。

表 3.2-1 人口等の推移

項目	年	東金市	山武市	九十九里町
人口 (人)	平成30年	59,348	50,016	15,418
	令和元年	58,686	49,300	15,075
	令和 2年	57,966	48,350	14,735
	令和 3年	57,815	47,678	14,310
	令和 4年	57,753	47,315	13,930
世帯数 (世帯)	平成30年	25,707	19,714	6,310
	令和元年	25,752	19,829	6,307
	令和 2年	25,685	19,873	6,288
	令和 3年	25,695	19,408	6,156
	令和 4年	26,048	19,705	6,076
人口密度 (人/km ²)	平成30年	665.9	340.8	630.6
	令和元年	658.5	335.9	616.3
	令和 2年	650.4	329.4	602.4
	令和 3年	648.7	324.8	585.0
	令和 4年	648.0	322.4	570.0

注1) 各年10月1日現在

注2) 人口密度は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)における平成30年度～令和4年度の各市町の面積を用いて算出した。

出典:「千葉県毎月常住人口調査」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

2. 人口集中地区の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲のうち、東金市には人口密度の高い人口集中地区（DID）が存在している。令和2年の国勢調査による人口集中地区の人口、面積、人口密度は表 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-2 人口及び人口集中地区の状況

市名	全 域		人口集中地区				
	人口	面積	人口	面積	人口密度	全域に占める 人口集中地区の割合 (%)	
	(人)	(km ²)	(人)	(km ²)	(人/km ²)	人 口	面 積
東金市	57,966	89.12	13,926	2.96	4704.7	24.0	3.3

注) 全域に占める人口集中地区の割合は、計算で求めた。

出典：「千葉県統計年鑑（令和4年）」（千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）

3.2.2. 産業の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の市町における産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3.2-3 に示すとおりである。

令和 3 年の経済センサス・活動調査による事業所数は、3 市町とも「卸売業、小売業」の割合が高くなっており、次いで「建設業」となっている。従業者数では、東金市では「卸売業、小売業」が、山武市、九十九里町では「製造業」が多くなっている。

表 3.2-3 産業分類別事業所数及び従業者数

単位：事業所数（事業所）、従業者数（人）

分類	東金市		山武市		九十九里町	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A～R 全産業（公務を除く）	2,300	24,699	1,684	16,208	633	5,060
A～B 農林漁業	28	404	34	437	10	138
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	3	45	-	-
D 建設業	272	1,652	228	1,258	100	487
E 製造業	161	3,047	185	3,177	100	1,284
F 電気・ガス・熱供給・水道業	10	187	12	36	2	18
G 情報通信業	15	60	5	16	2	5
H 運輸業、郵便業	48	1,335	73	1,150	8	135
I 卸売業、小売業	530	5,051	370	3,147	124	994
J 金融業、保険業	34	439	17	125	6	40
K 不動産業、物品賃貸業	153	530	62	303	17	173
L 学術研究、専門・技術サービス業	68	422	48	185	11	25
M 宿泊業、飲食サービス業	270	2,017	161	1,021	87	590
N 生活関連サービス業、娯楽業	224	1,445	146	972	65	127
O 教育、学習支援業	94	1,755	45	800	17	263
P 医療、福祉	204	3,546	139	2,257	38	595
Q 複合サービス事業	10	313	18	293	5	72
R サービス業（他に分類されないもの）	178	2,495	138	986	41	114

出典：「令和3年経済センサス 活動調査」（総務省統計局ウェブサイト 令和6年1月閲覧）

3.2.3. 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の市町における地目別面積は表 3.2-4、土地利用現況図は図 3.2-1 に示すとおりである。

3 市町全域では、田の割合が最も高くなっており、次いで畑となっている。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、主に田や畑などの農用地が広がる。

表 3.2-4 地目別面積

単位：面積（千m²）、割合（％）

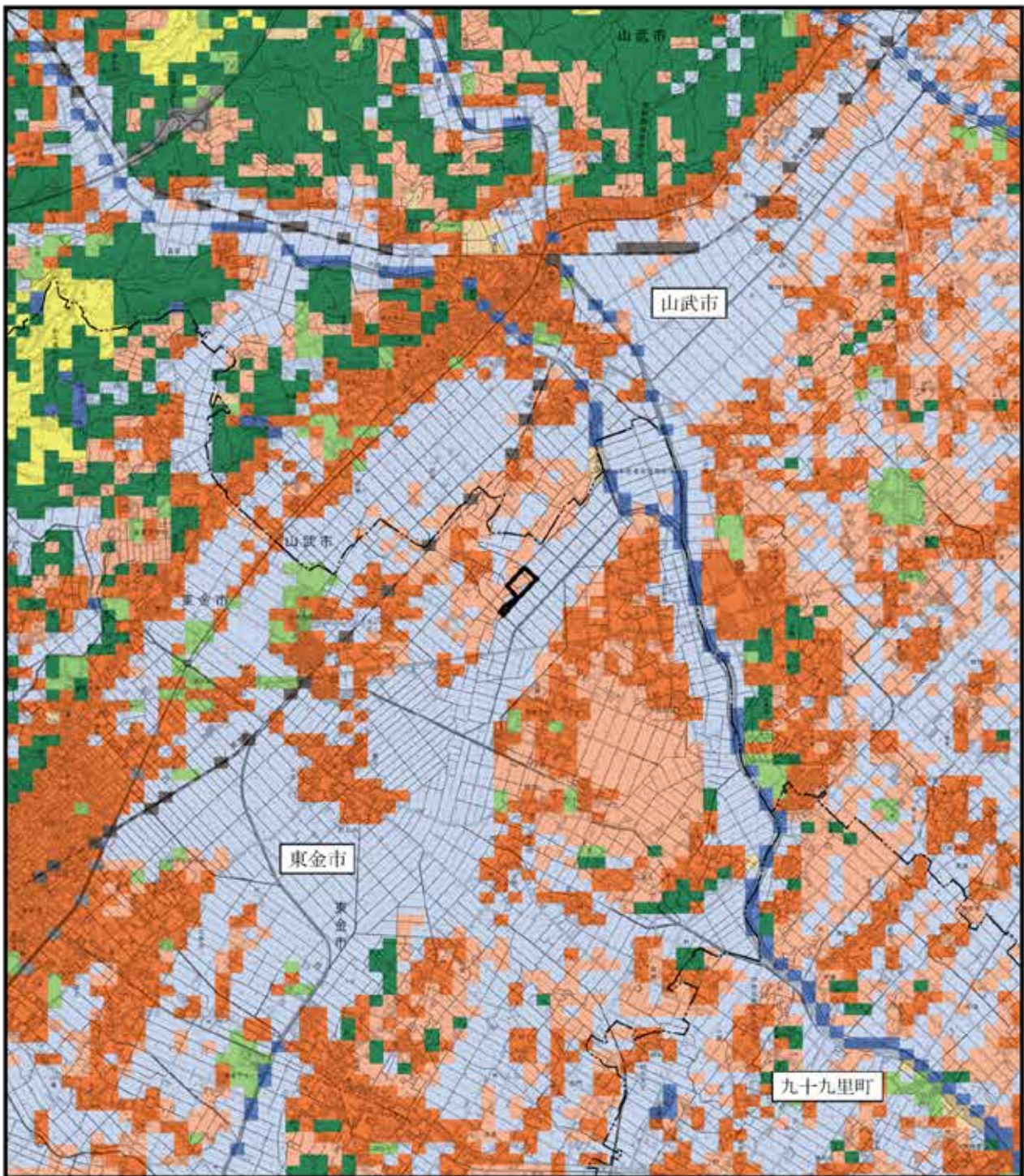
市町		計	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
東金市	面積	89,120	24,427	12,468	14,515	634	10,830	-	460	5,608	20,178
	割合	100.0	27.4	14.0	16.3	0.7	12.2	-	0.5	6.3	22.6
山武市	面積	146,770	31,915	28,745	15,452	217	27,540	-	694	10,035	32,172
	割合	100.0	21.7	19.6	10.5	0.1	18.8	-	0.5	6.8	21.9
九十九里町	面積	24,461	6,674	3,976	4,695	13	775	-	72	2,209	6,047
	割合	100.0	27.3	16.3	19.2	0.1	3.2	-	0.3	9.0	24.7
合計	面積	260,351	63,016	45,189	34,662	864	39,145	-	1,226	17,852	58,397
	割合	100.0	24.2	17.4	13.3	0.3	15.0	-	0.5	6.9	22.4

注1) 表中の割合は、四捨五入により総数と一致しないものがある。

注2) 令和4年1月1日現在

注3) 面積比の割合は、計算で算出した。

出典：「千葉県統計年鑑（令和4年）」（千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）



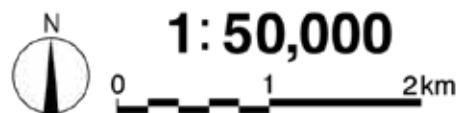
凡 例

- : 都市計画対象事業実施区域
- — — : 行政界

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> : 田 : その他の農用地 : 森 林 : 荒 地 : 建物用地 | <ul style="list-style-type: none"> : 道 路 : 鉄 道 : その他の用地 : 河川地及び湖沼 : ゴルフ場 |
|--|---|

図 3.2-1 土地利用現況図

出典：「国土数値情報（土地利用細分メッシュ）」
 （国土交通省ウェブサイト 令和 5 年 10 月取得）に加筆



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。

2. 都市計画の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の市町における都市計画（用途地域）の指定状況は、図 3.2-2 に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は、東金都市計画区域に含まれるが、区域区分の定めはなく、用途地域の指定もされていない。

表 3-2-5 都市計画（用途地域）の指定状況

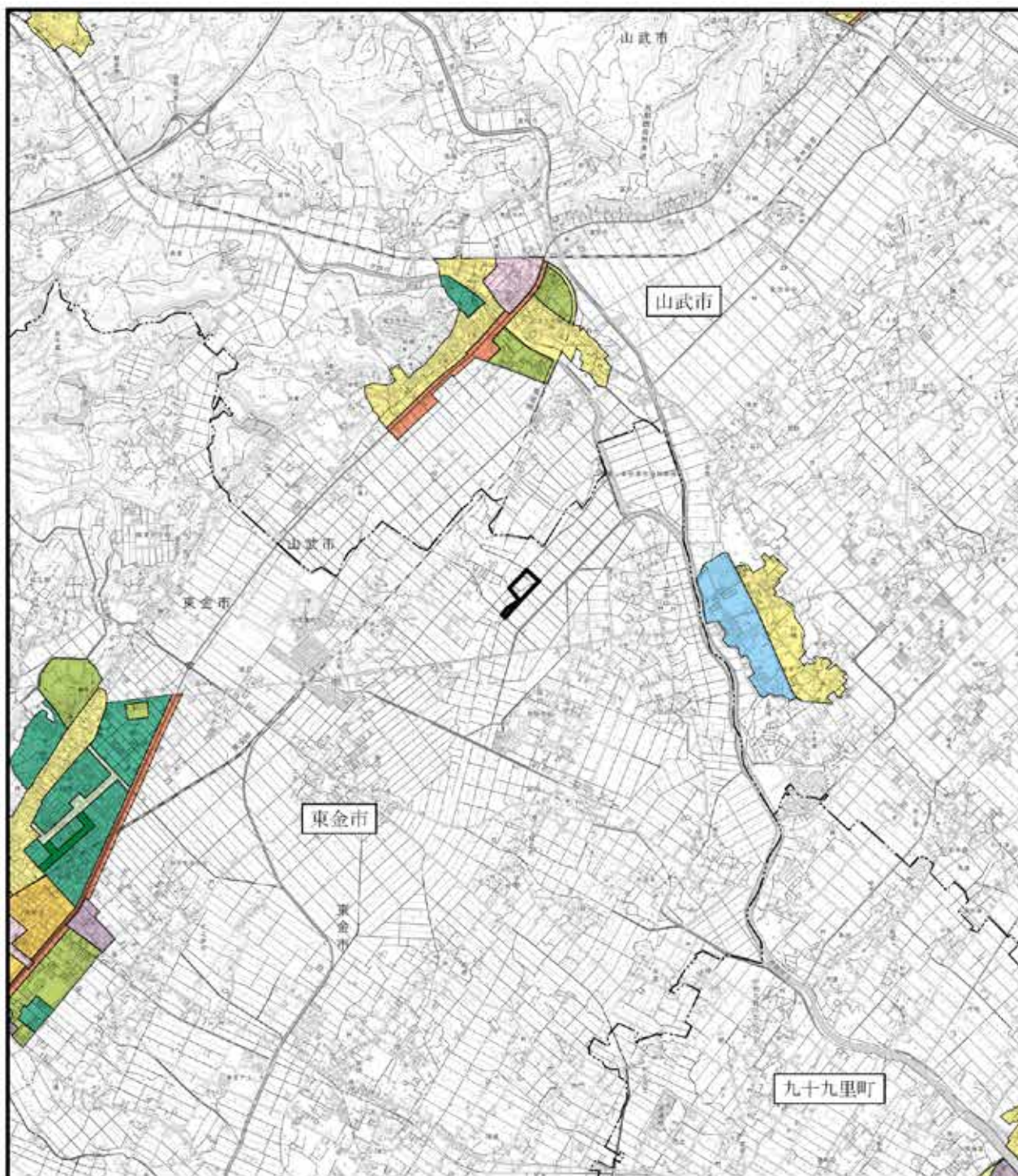
区分		市町		
		東金市	山武市	九十九里町
第1種低層 住居専用地域	面積 (ha)	312	138	-
	構成比(%)	38.1	16.1	-
第2種低層 住居専用地域	面積 (ha)	10	1	-
	構成比(%)	1.2	0.1	-
第1種中高層 住居専用地域	面積 (ha)	64	86	63
	構成比(%)	7.8	10.0	14.3
第2種中高層 住居専用地域	面積 (ha)	33	-	-
	構成比(%)	4.0	-	-
第1種 住居地域	面積 (ha)	112	450	328
	構成比(%)	13.7	52.6	74.5
第2種 住居地域	面積 (ha)	58	-	4
	構成比(%)	7.1	-	0.9
準住居地域	面積 (ha)	33	37	-
	構成比(%)	4.0	4.3	-
近隣商業地域	面積 (ha)	19	27	5
	構成比(%)	2.3	3.2	1.1
商業地域	面積 (ha)	20	-	-
	構成比(%)	2.4	-	-
準工業地域	面積 (ha)	108	27	40
	構成比(%)	13.2	3.2	9.1
工業地域	面積 (ha)	-	90	-
	構成比(%)	-	10.5	-
工業専用地域	面積 (ha)	49	-	-
	構成比(%)	6.0	-	-
合計		818	856	440

注1) 令和4年3月31日現在

注2) 構成比は、各面積から算出したものである。

注3) 構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「都市計画決定状況」（千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）



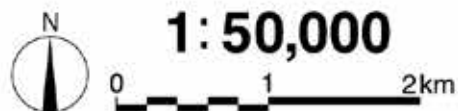
凡 例

- : 都市計画対象事業実施区域
- — — : 行政界

- : 第一種低層住居専用地域
- : 準住居地域
- : 第二種低層住居専用地域
- : 近隣商業地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 準工業地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 工業地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域

図 3.2-2 用途地域図

出典：「都市計画図」（平成 25 年 3 月 東金市）
 「さんむ都市計画図」（平成 25 年 3 月 山武市）
 「九十九里町都市計画図」（平成 10 年 12 月 九十九里町）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 2 万 5 千分の 1 を使用したものである。

3.2.4. 河川の利用及び地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の主な河川は図 3.1-11 (P.3-32 参照) に示したとおりである。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲は、山武都市広域水道企業団の給水区域となっており、その水は九十九里地域水道企業団から供給されている。九十九里地域水道企業団の概要は表 3.2-6 に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲へ供給される水道水は、利根川の水を利用している。利根川から引き込まれた水は両総用水第一揚水機場（香取市）で汲み上げられ、両総用水北部幹線を通じて栗山川へ送られる。その一部は九十九里地域水道企業団の横芝揚水機場で汲み上げられ、房総導水路を通過して東金浄水場へ導水されたのち、山武都市広域水道企業団の成東配水場、東金配水場、大網配水場へ送られ、都市計画対象事業実施区域及びその周囲を含む地域へ配水されている。

表 3.2-6 河川利用事業の詳細

事業主体名	九十九里地域水道企業団
創設認可年月	昭和47年3月
関係市町 (給水対象事業体名)	八匝水道企業団 山武都市広域水道企業団 長生都市広域市町村圏組合
河川水系名 河川名	利根川水系 利根川
原水の種別	表流水
浄水処理方法 / 高度処理等	急速濾過/活性炭処理
取水地点	利根川水系利根川 (光取水場) 横芝光町宝米字宮之下1751 (東金取水場) 東金市松之郷3695-3 (長柄取水場) 市原市古都辺591-3 (長柄取水場) 市原市古都辺603

山武都市広域水道企業団の構成市町：東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町
出典：「令和3年度 千葉県の水道」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

農業用水としては、利根川の水を九十九里平野一帯に供給する両総用水の南部幹線及び東部幹線が都市計画対象事業実施区域周辺を通過している。また、作田川の水も農業用水として利用されており、図 3.1-11 (P.3-32 参照) に示す成東堰、武射田堰、大中堰及び鶴巻堰の4つの堰から水田に配給されている。

なお、「千葉県漁業権概要 (令和3年3月31日現在)」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)によると、都市計画対象事業実施区域周辺の河川には漁業権は設定されていない。

2. 地下水の利用状況

千葉県における法律及び条例による地下水採取規制指定地域図は、図 3.2-3 に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域及びその周囲においては、山武市の一部が「千葉県環境保全条例」(平成 7 年 3 月 10 日条例第 3 号)に基づく地下水採取規制の指定地域に該当する。

なお、山武市では地下水揚水が確認されており、山武市へ報告された平成 29 年度から令和 3 年度の揚水量の推移は表 3.2-7 に示すとおりである。令和 3 年度における揚水量は約 2,400 m³/日である。

表 3.2-7 山武市 における用途別地下水揚水量の推移

単位：m³/日（井戸稼働本数は本）

用途	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
工業用	157	175	174	167	168
ビル用	0	0	0	0	0
水道用	1,666	1,616	1,720	1,673	1713
農業用	522	515	613	438	506
その他	0	0	0	0	0
計	2,345	2,306	2,507	2,278	2387
井戸稼働本数	26	23	27	27	28

「旧山武町」の揚水量である。

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）

3.2.5. 交通の状況

1. 道路交通

都市計画対象事業実施区域及びその周囲において、道路交通センサスの一般交通量調査を実施している路線は、図 3.2-4 に示すとおりである。また、令和3年度における交通量調査結果は、表 3.2-8 に示すとおりである。

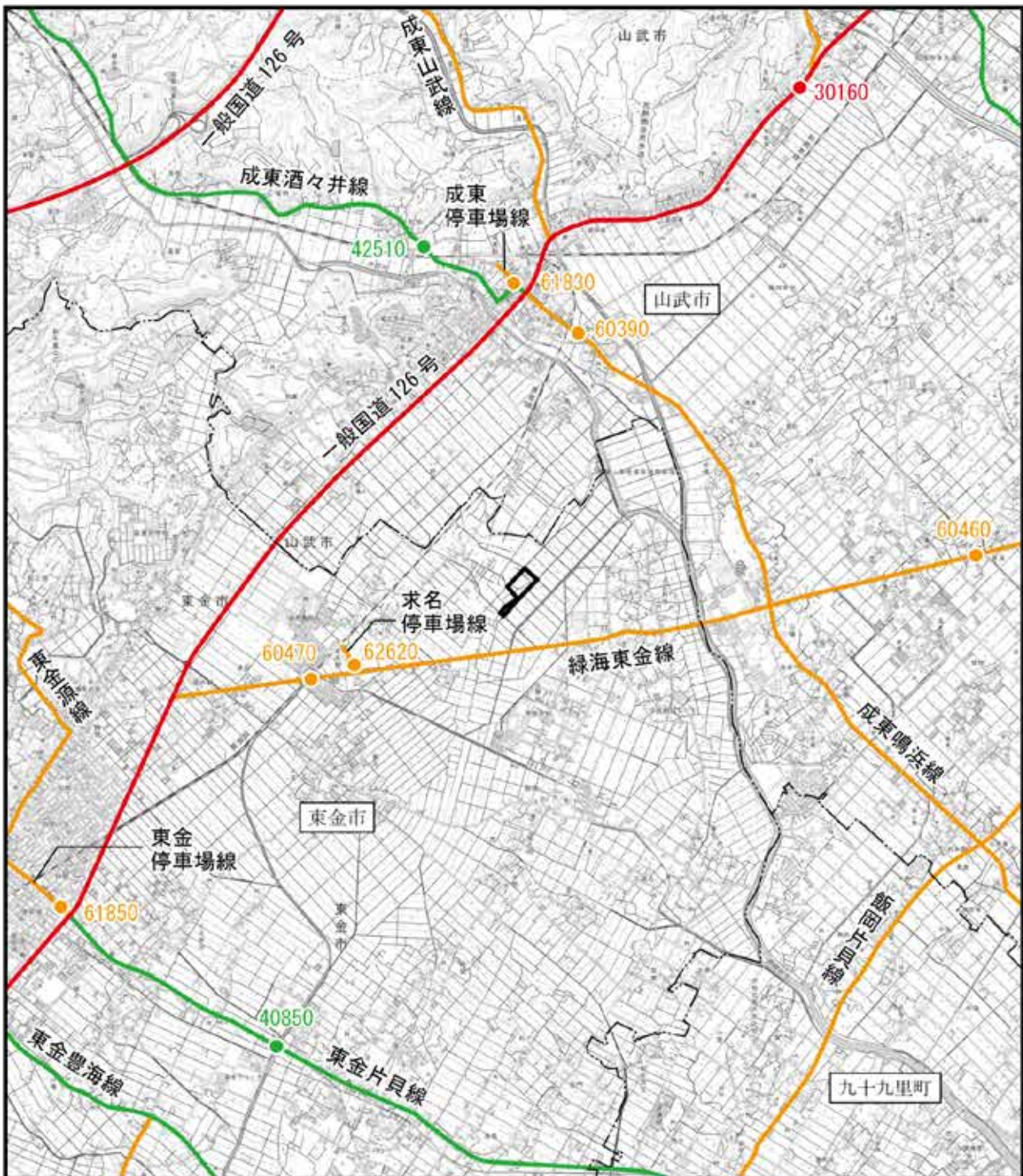
都市計画対象事業実施区域近傍の緑海東金線（区間番号 60470）では、昼間 12 時間交通量は 9,442 台、大型車混入率は 7.0%となっている。

表 3.2-8 交通量調査結果（平日）

路線名	区間番号	観測地点	令和3年度							平成27年度		
			昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間12 時間大 型車混 入率 （%）	昼間12 時間自 動車類 交通量 （台）	24時間 自動車 類交通 量 （台）	
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計				
一般国道 126号	30160	千葉県山武市 早船1482	12,646	1,345	13,991	16,521	1,836	18,357	9.6	14,477	19,741	
成東 酒々井線	42510	千葉県山武市 和田585	5,059	402	5,461	6,300	635	6,935	7.4	5,241	6,708	
東金 片貝線	40850	千葉県東金市 家徳250-1	12,646	1345	13,991	16,521	1,836	18,357	9.6	13,179	17,396	
成東 鳴浜線	60390	千葉県山武市 殿台343-2	6,989	110	7,099	8,742	487	9,229	1.5	7,414	9,638	
緑海 東金線	60460	-	6,948	789	7,737	8,844	1,214	10,058	10.2	8,000	10,480	
	60470	千葉県東金市 道庭748-19	8,784	658	9,442	11,181	1,188	12,369	7.0	9,815	12,956	
成東 停車場線	61830	千葉県山武市 津辺294	4,517	269	4,786	5,605	473	6,078	5.6	5,170	6,359	
東金 停車場線	61850	千葉県東金市 田間91	6,449	415	6,864	8,133	790	8,923	6.0	8,125	9,913	
求名 停車場線	62620	-	1,239	101	1,340	1,488	147	1,635	7.5	1,444	1,747	

注）斜字は、令和3年度調査未実施地点であるので推定値を表す。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」（令和5年6月 国土交通省）



凡例

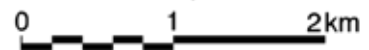
- : 都市計画対象事業実施区域
- : 行政界
- — : 一般国道
- — : 主要地方道
- — : 一般県道

図 3.2-4 交通量調査地点

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」
(令和5年6月 国土交通省)



1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

2. 鉄道

都市計画対象事業実施区域及びその周囲における鉄道の状況は、図 3.2-5 に示すとおりである。また、駅別の平均乗車人員は、表 3.2-9 に示すとおりである。

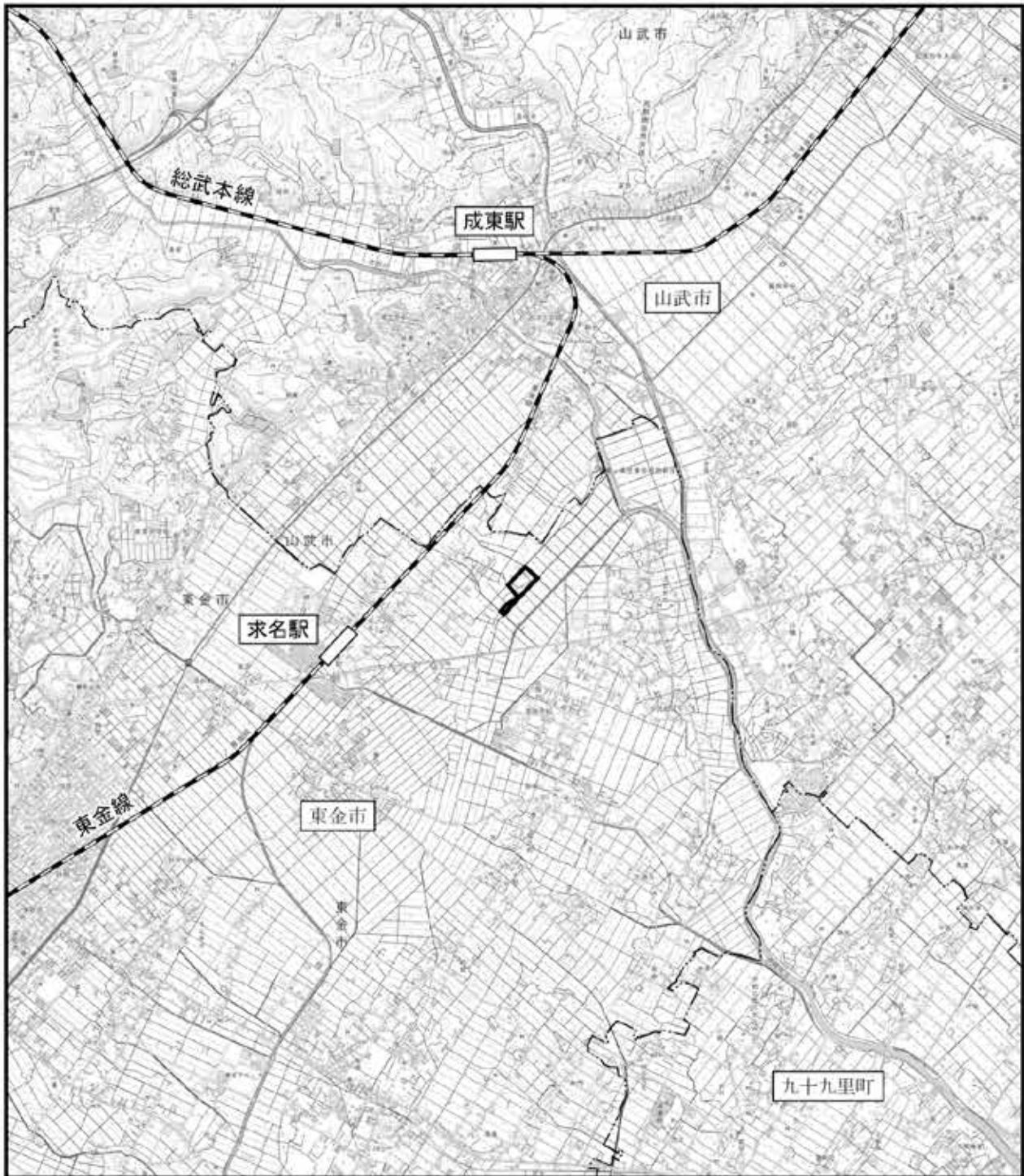
令和元年度から過去 3 年の推移を見ると、横ばいか減少傾向にある。令和元年度から令和 2 年度の急激な減少は、COVID-19 の流行が原因と思われるが、令和 3 年度には回復傾向にある。

表 3.2-9 駅別乗車人員計（普通＋定期）

単位：人

路線	駅名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
JR 総武本線	成東	2,892	2,846	2,783	2,052	2,240
JR 東金線	求名	2,013	2,013	2,024	903	1,308

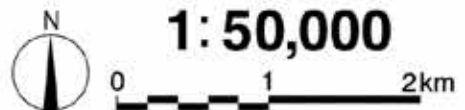
出典：「千葉県統計年鑑（平成30年～令和4年）」（千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）



凡 例

- : 都市計画対象事業実施区域
- : 行政界
- +— : JR 線

図 3.2-5 鉄道の状況



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

3.2.6. 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3.2-10～表 3.2-13 及び図 3.2-6～図 3.2-9 に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域の周辺は田や畑となっており、最寄りの配慮が特に必要な施設は、都市計画対象事業実施区域から南南東へ約 1.7km に位置する東金市立豊成小学校、北へ約 1.7km に位置する地方独立行政法人さんむ医療センター及び山武市立なるとうこども園、北西へ約 1.7km に位置する特別養護老人ホーム成島苑である。

住宅の配置状況については、都市計画対象事業実施区域には住宅はなく、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北西に位置する高島地区である。

表 3.2-10 都市計画対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮が特に必要な施設（教育施設）

区分	市町	No.	名称	
幼稚園	東金市	1	東金市立公平幼稚園	
		2	東金市立嶺南幼稚園	
小学校	東金市	3	東金市立正気小学校	
		4	東金市立東小学校	
		5	東金市立豊成小学校	
	山武市	6	山武市立成東小学校	
		7	山武市立大富小学校	
		8	山武市立南郷小学校	
		9	山武市立鳴浜小学校	
	九十九里町	10	九十九里町立九十九里小学校	
	中学校	東金市	11	東金市立東金中学校
			12	東金市立東中学校
山武市		13	山武市立成東中学校	
		14	山武市立成東東中学校	
高等学校	東金市	15	千葉学芸高等学校	
	山武市	16	千葉県立成東高等学校	
大学	東金市	17	城西国際大学	
特別支援学校	東金市	18	千葉県立東金特別支援学校	

出典：「国土数値情報」（国土交通省ウェブサイト 令和5年10月取得）

「市立幼稚園一覧」（東金市ウェブサイト 令和6年1月閲覧）

表 3.2-11 都市計画対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮が特に必要な施設
(公共図書館)

分類	市町	No.	名称
図書館	山武市	1	山武市立成東図書館

出典：「千葉県内公共図書館一覧」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

表 3.2-12 都市計画対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮が特に必要な施設
(病院・診療所)

分類	市町	No.	名称
病院	東金市	1	医療法人静和会 浅井病院
	山武市	2	地方独立行政法人さんむ医療センター
診療所	東金市	3	医療法人社団フルガキ・メディカル とうがね中央糖尿病腎クリニック

注) 診療所は、病床を有するものを掲載した。

出典：「千葉県病院名簿(令和5年4月1日現在)」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

「千葉県診療所名簿 一般診療所(令和4年6月1日現在)」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

表 3.2-13 都市計画対象事業実施区域及びその周囲で環境保全への配慮が特に必要な施設
(福祉施設)

分類	市町	No.	名称
特別養護老人ホーム	東金市	1	特別養護老人ホームゆりの木苑
		2	特別養護老人ホーム芙蓉荘
		3	特別養護老人ホームユニット型ゆりの木苑
	山武市	4	特別養護老人ホーム成島苑(従来型、ユニット型)
介護老人保健施設	東金市	5	介護老人保健施設あさいケアセンター
保育所	東金市	6	東金市立第2保育所
		7	東金市立第3保育所
		8	わくわく保育園 東金園
認定こども園 (保育所型・幼保 連携型)	東金市	9	東金市立豊成こども園
		10	ユニヴァーサル雙葉学園
	山武市	11	山武市立しらはたこども園
		12	山武市立なるとうこども園
		13	山武市立なんごうこども園

出典：「社会福祉施設等一覧表(令和4年度)」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

「認可保育所・認定こども園」(東金市ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

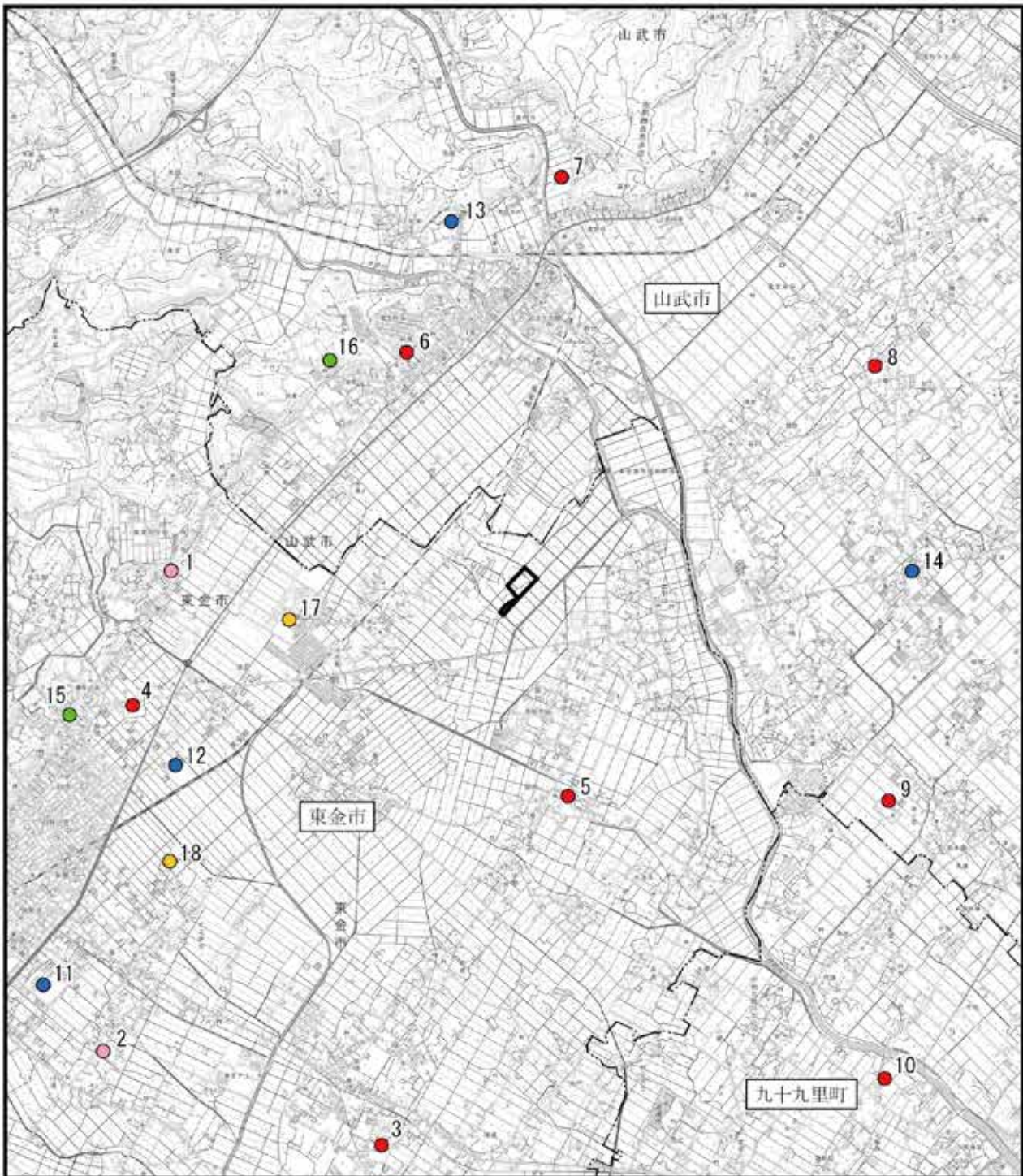


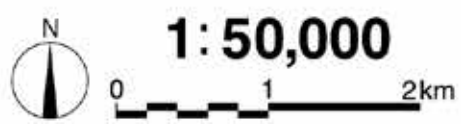
図 3.2-6 環境保全への配慮が特に必要な施設（教育施設）

凡 例

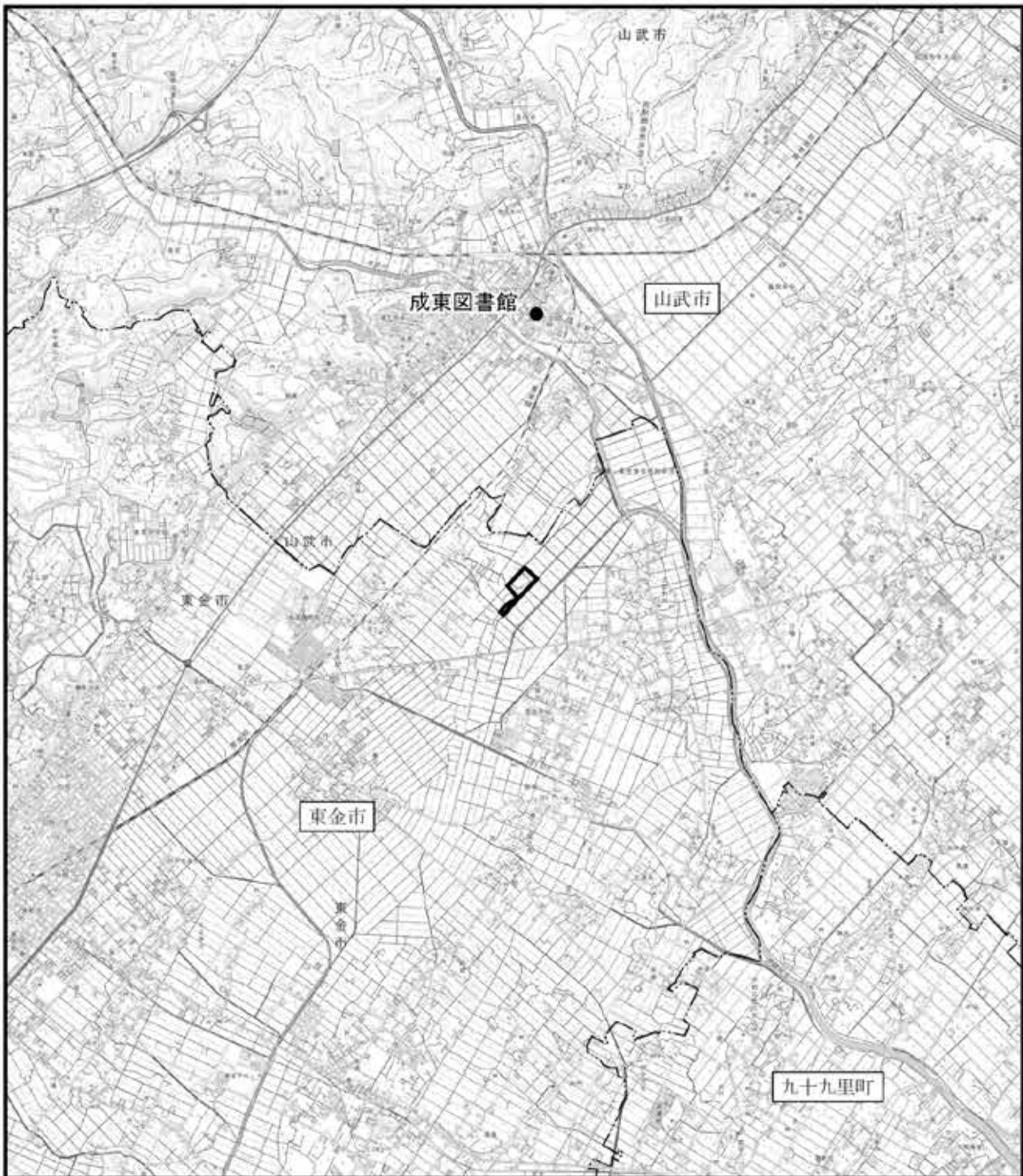
- : 都市計画対象事業実施区域
- — — : 行政界

- : 幼稚園
- : 小学校
- : 中学校
- : 高等学校
- : 大学
- : 特別支援学校

出典：「国土数値情報（学校）」（国土交通省ウェブサイト 令和5年10月取得）
「市立幼稚園一覧」（東金市ウェブサイト 令和6年1月閲覧）



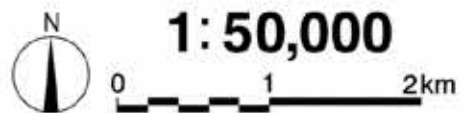
この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



凡 例

- : 都市計画対象事業実施区域
- : 行政界
- : 図書館

図 3.2-7 環境保全への配慮が特に必要な施設（公共図書館）



出典：「千葉県内公共図書館一覧」（千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）

この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

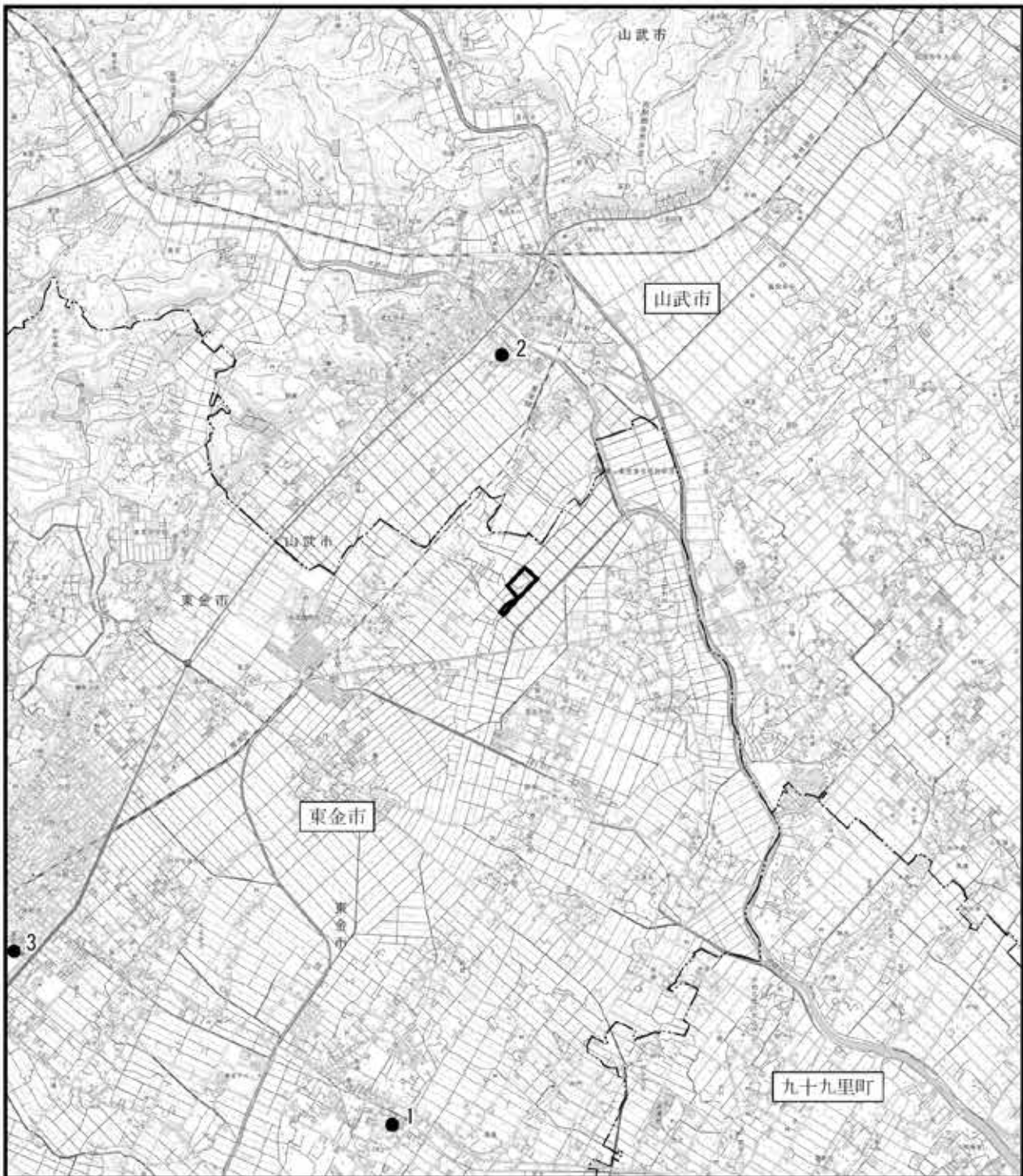
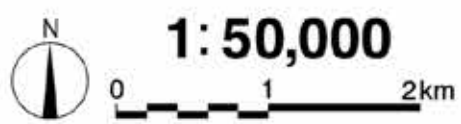


図 3.2-8 環境保全への配慮が特に必要な施設
(病院・診療所)

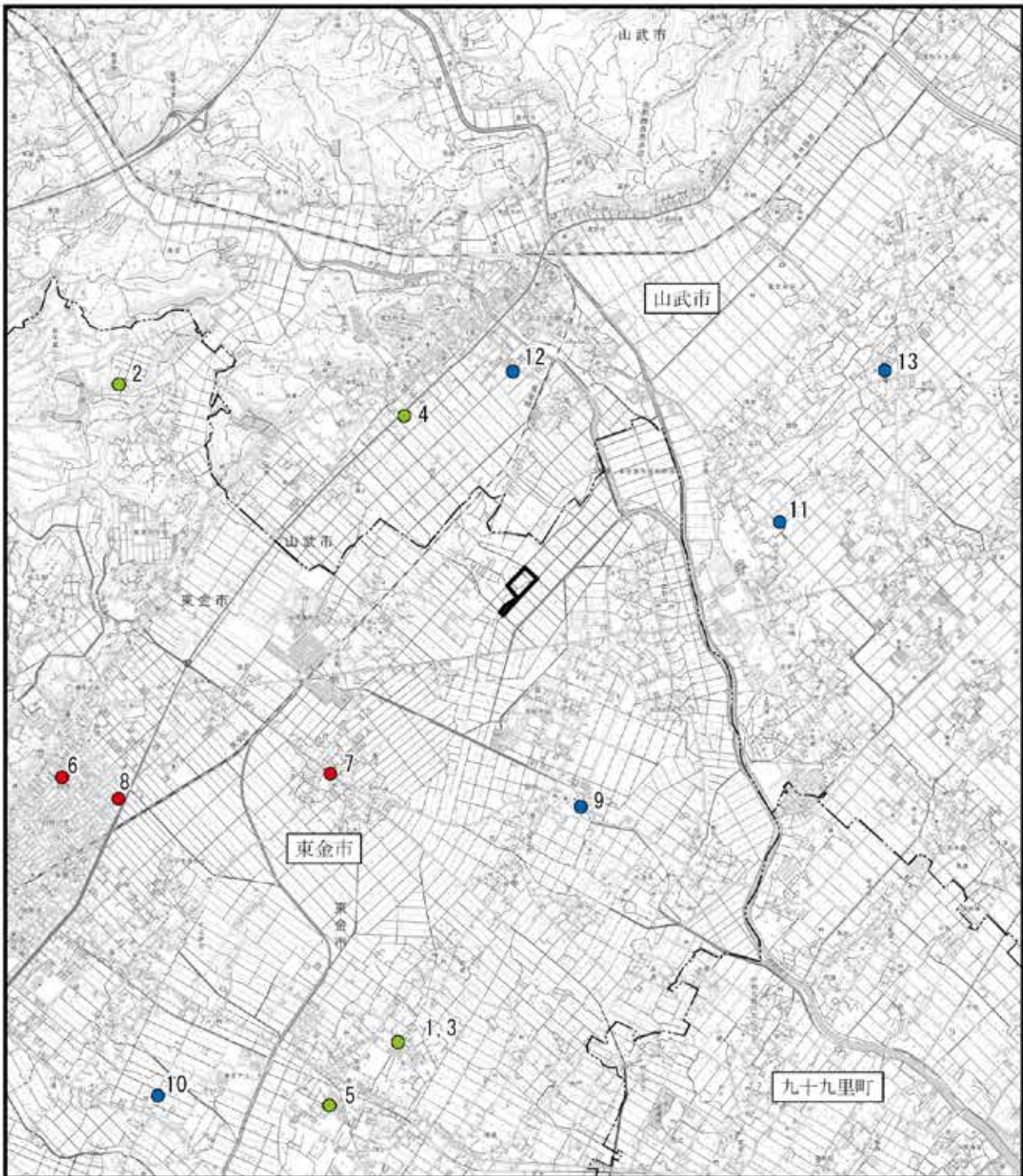
凡 例

- : 都市計画対象事業実施区域
- : 行政界
- : 病院・診療所

出典：「千葉県病院名簿（令和5年4月1日現在）」
 （千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）
 「千葉県診療所名簿 一般診療所（令和4年6月1日現在）」
 （千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



凡例






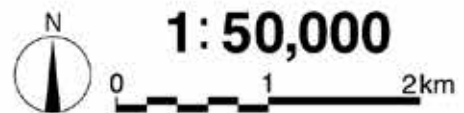
-  : 都市計画対象事業実施区域
-  : 行政界
-  : 老人福祉施設
-  : 保育所
-  : 認定こども園

図 3.2-9 環境保全への配慮が特に必要な施設
(福祉施設)

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和4年度）」
 （千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）
 「認可保育所・認定こども園」（東金市ウェブサイト 令和6年1月閲覧）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図3万5千分の1を使用したものである。

3.2.7. 水道及び下水道の整備の状況

1. 水道の整備の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の市町における水道の普及状況は、表 3.2-14 に示すとおりである。

水道普及率は、77.4～98.7%となっており、都市計画対象事業実施区域は山武郡市広域水道企業団の給水区域に含まれている。

表 3.2-14 水道の普及状況

市町	総数 (人)	給水人口(人)			普及率 (%)
		上水道	簡易水道	専用水道	
東金市	56,457	56,337	-	120	98.7
山武市	36,610	33,887	-	2,723	77.4
九十九里町	13,004	13,004	-	-	92.3

注) 給水人口は、令和4年3月31日現在の数値

出典：「千葉県統計年鑑(令和4年)」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

2. 下水道の整備の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の市町のうち、公共下水道の整備が行われているのは、東金市のみであり、山武市及び九十九里町においては、公共下水道の整備計画を有していない。

東金市における公共下水道の普及状況は表 3.2-15 に示すとおりである。東金市の公共下水道の整備率(面積比)は71.0%、普及率(人口比)は42.2%である。なお、都市計画対象事業実施区域は公共下水道(汚水)の全体計画区域には含まれていない。

表 3.2-15 東金市における公共下水道の普及状況

行政区域		全体計画 面積 (ha)	汚水整備 面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
面積 (ha)	人口 (千人)					
8,912	57.0	1,137	807	24	71.0	42.2

注1) 人口は総務省「住民基本台帳」による令和4年3月31日現在の数値

注2) 行政区域面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による2021(R3)年10月1日現在の数値

出典：「千葉県統計年鑑(令和4年)」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

3. し尿処理状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の令和3年度のし尿処理状況は表3.2-16に示すとおりである。

表 3.2-16 し尿処理状況

市町	計画処理区域人口（人）			総収集量 （kl）	総処理量（kl）	
	水洗化人口	非水洗化人口			自家 処理量	
		計画収集	自家処理			
東金市	55,022	2,553	0	9,062	9,062	0
山武市	45,214	4,411	0	13,764	13,764	0
九十九里町	13,022	2,030	0	4,113	4,113	0

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和3年度調査結果」（環境省ウェブサイト 令和6年1月閲覧）

3.2.8. 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

1) 大気

大気の汚染に係る環境基準等

大気の汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)及び「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)により定められており、表3.2-17(1)~(3)に示すとおりである。

また、二酸化窒素については、千葉県における環境目標値として、「日平均値の年間98%値が0.04ppm以下」が昭和54年4月に設定されている。

ダイオキシン類に関する基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)により定められており、表3.2-18に示すとおりである。

環境基準以外の指針値等は、表3.2-19に示すとおりである。

表 3.2-17(1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、またはこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

表 3.2-17(2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.2-17(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μm の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.2-18 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/ m^3 以下

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
3. 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

表 3.2-19 その他の指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm	1
水銀	年平均値0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	2
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲	3

〔根拠〕

- 1: 「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年環大規136号)
- 2: 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年中環審第143号)
- 3: 「大気中鉛の健康影響について及び光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について(中央公害対策審議会答申)」(昭和51年環大企220号)

大気汚染に係る規制基準等

本事業における対象施設は、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)によるばい煙発生施設及び水銀排出施設(廃棄物焼却炉)に該当し、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質、窒素酸化物、水銀の排出基準が適用される。

さらに、この施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出規制は、ばい煙発生施設ごとに排出口(煙突)の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を地域ごとに定めるK値規制方式がとられている。「大気汚染防止法施行規則」に基づく硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の許容排出量(単位: 温度零度・圧力 1 気圧の状態に換算したm³毎時)

H_e : 補正された排出高の高さ(煙突実高 + 煙上昇高)(m)

K : 地域ごとに定める定数

なお、都市計画対象事業実施区域が位置する東金市はK値 = 17.5 が適用される。

また、千葉県では工場・事業場が集合している地域については、工場・事業場ごとに総排出量を規制する総量規制のほか、小規模工場については石油系燃料中の硫黄含有率を規制しているが、都市計画対象事業実施区域が位置する東金市はこれらの規制の適用を受けていない。

イ. ばいじん及び有害物質

ばいじん及び有害物質の排出規制は、「大気汚染防止法施行規則」に基づき、全地域に適用する「一般排出基準」及び千葉県の定める「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」(昭和 46 年千葉県条例第 67 号)に基づき、地域を指定した「上乘せ基準」が定められている。

なお、都市計画対象事業実施区域が位置する東金市は上乘せ基準適用地域外である。

ア) ばいじん

廃棄物焼却炉については、廃棄物の処理能力や設置の時期に応じて規制基準が定められており、規制基準は表 3.2-20 に示すとおりである。

本事業における対象施設は、1 時間当たりの処理量が 2t 以上 4t 未満の廃棄物焼却炉であり、基準値は 0.08g/m³N である。

表 3.2-20 廃棄物焼却炉におけるばいじんの規制基準

施設の種類	廃棄物の処理能力 (t/時)	一般排出基準 (g/m ³ N)		On (%)
		～平成10年6月30日設置	平成10年7月1日～設置	
廃棄物焼却炉	4以上	0.08	0.04	12
	2以上4未満	0.15	0.08	
	2未満	0.25	0.15	

注1) 網掛けは本事業における対象施設の該当項目

注2) 一般排出基準欄の単位は、標準状態 (0、1気圧) であることを示す。

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」(昭和46年千葉県条例第67号)

「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」(平成10年)

「事業者のための大気汚染防止法のてびき(令和4年4月版)」(千葉県環境生活部大気保全課)

備考

1. 「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出された濃度とする。

$$C = \{ (21 - On) / (21 - Os) \} \times Cs$$

C : ばいじんの濃度 (g/m³N)

On : 標準酸素濃度 (%)

Os : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする)

Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m³N) (JIS Z 8808による)

なお、標準酸素濃度OnがOsの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C = Csとする。

2. 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る)は含まれていないものとする。

3. ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

イ) 有害物質

廃棄物焼却炉については、塩化水素が有害物質(窒素酸化物を除く)として規制対象となっており、規制基準は表 3.2-21 に示すとおりである。

表 3.2-21 廃棄物焼却炉における塩化水素の規制基準

物質	排出基準	上乘せ基準
塩化水素	700mg/m ³ N	

注1) 網掛けは本事業における対象施設の該当項目

注2) 排出基準の単位のNは、標準状態(0、1気圧)であることを示す。

注3) 「-」は上乘せ基準が設定されていないことを示す。

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

備考

1. 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする(廃棄物焼却炉に限る)。

$$C = \{ 9 / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³N)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

C_s : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³N) (JIS K 0107による)

ウ. 窒素酸化物

廃棄物焼却炉に関する規制は、廃棄物の処理施設の種類や施設の設置時期に応じ
て排出基準が定められており、基準は表 3.2-22 に示すとおりである。

本事業における対象施設は、浮遊回転燃焼式焼却炉及び特殊廃棄物焼却炉以外の
廃棄物焼却炉であり、基準値は 250ppm である。

また、千葉県定める「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」(昭和 58 年千葉県)に基
づき、一定規模以上の工場・事業場について排出量の削減を内容とする総量規制方
式が定められているが、都市計画対象事業実施区域が位置する東金市は適用地域外
である。

表 3.2-22 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設	排出ガス量 (万m ³ N/時)	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4以上	450 (O _n = 12%)	昭和54年8月10日 以降
	4未満		
特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	250 (O _n = 12%)	
	4未満	700 (O _n = 12%)	
上記2項以外の廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	250 (O _n = 12%)	
	4未満		

注1) 網掛けは本事業における対象施設の該当項目

注2) 排出ガス量の単位のNは、標準状態(0、1気圧)であることを示す。

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」(昭和58年千葉県)

備考

1. 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)

O_n : 標準酸素濃度 (%)

C_s : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による)

I. 水銀

廃棄物焼却炉（火格子面積が2 m²以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの）については、水銀排出施設に該当し、表 3.2-23 に示す規制基準が適用される。

表 3.2-23 廃棄物焼却炉における水銀の規制基準

施設の種類	排出基準 (μg/m ³ N)		On (%)
	～平成30年3月31日設置	平成30年4月1日～設置	
廃棄物焼却炉	50	30	12

注1) 網掛けは本事業における対象施設の該当項目

注2) 排出基準の単位のNは、標準状態(0、1気圧)であることを示す。

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

「事業者のための大気汚染防止法の手びき(令和4年4月版)」(千葉県環境生活部大気保全課)

備考

1. 火格子面積が2 m²以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるものについて適用する。
2. 水銀濃度の測定結果の基準との適否については、下式を用いて標準酸素濃度による補正を行う。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C : 酸素濃度O_nにおける水銀濃度 (μg/m³N)

O_n : 標準酸素濃度(%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス1 m³中の量に換算したもの (μg/m³N)

オ. ダイオキシン類

廃棄物焼却炉から排出するダイオキシン類は、廃棄物の焼却能力に応じて排出基準が定められており、排出基準は表 3.2-24 に示すとおりである。

表 3.2-24 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

焼却能力 (t/時)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)		On (%)
	～平成12年1月14日設置	平成12年1月15日～設置	
4以上	1	0.1	12
2～4未満	5	1	
2未満	10	5	

注1) 網掛けは本事業における対象施設の該当項目

注2) 排出基準の単位のNは、標準状態(0、1気圧)であることを示す。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)

備考

1. 廃棄物の焼却施設としての合計が火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。
2. ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C : ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

O_n : 標準酸素濃度(12%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度(%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s : 排出ガス中のダイオキシン類の実測値 (ng-TEQ/m³N)

2) 水質

水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)により、「人の健康の保護に関する環境基準」、「生活環境の保全に関する環境基準」の2種類が定められている。

地下水に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)により定められている。

ダイオキシン類に関する基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)により定められている。

なお、本事業においては、廃棄物処理施設のプラント排水及び生活排水は放流しない計画である。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域について一律に定められており、表 3.2-25 に示すとおりである。

表 3.2-25 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、それぞれ基準値が定められており、表 3.2-26(1)～(2)に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域の東を流れる作田川、南を流れる真亀川の環境基準の水域類型指定状況は、表 3.2-27(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.2-26(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以 上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以 上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L以上	-

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる))とする。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3.2-26(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（水生生物）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（mg/L）		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケ・マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。

表 3.2-27(1) 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（BOD 等）

水域グループ名	水域名称	範囲	水域類型	達成期間
九十九里海域流入河川	作田川	全域	A	□
	真亀川	全域	C	□

「昭和48年千葉県告示第605号」

備考

1. 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成

□：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

表 3.2-27(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（水生生物）

水域グループ名	水域名称	範囲	水域類型	達成期間
九十九里海域流入河川	作田川	全域	生物B	イ
	真亀川	全域	生物B	イ

「平成23年千葉県告示第798号」

備考

1. 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成

□：5年以内で可及的速やかに達成

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-28 に示すとおりである。

表 3.2-28 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K 0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K 0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

I. ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準は、表 3.2-29 に示すとおりである。

表 3.2-29 ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

区 分	基準値
水 質	1 pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

備考

1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。

水質汚濁に係る規制基準

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出基準は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、濃度規制及び総量規制が実施されている。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、排出基準が定められている。

A. 濃度規制

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出基準は、「水質汚濁防止法」に基づく「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）により、全国一律で定められている。また、この一律基準では水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、千葉県では、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年条例第 50 号）に基づき、一律基準より厳しい基準（上乘せ基準）を設定し、排水規制を実施している。

A) 有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は表 3.2-30 に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量に関わらず全ての特定事業場に適用される。

なお、本事業においては、プラント排水及び生活排水は場内で再利用し、場外へ放流しない計画である。

表 3.2-30 排水基準（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
シアン化合物	検出されないこと
有機燐（りん）化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.05mg/L
砒素及びその化合物	0.05mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L ^{注1)}
ふっ素及びその化合物	8mg/L ^{注1)}
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{注2)}
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1) 海域以外に排出されるものの基準値

注2) アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年条例第50号）

1) 有害物質以外に係る排水基準

有害物質以外に係る排水基準は表 3.2-31 に示すとおりである。有害物質以外に係る排水基準は、業種、排水量等によりそれぞれ定められている。本事業における対象施設は、ごみ焼却施設の新設に係る規制が適用され、都市計画対象事業実施区域及びその周囲における公共用水域は「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和50年条例第50号)に定める第二種水域に該当する。

また、千葉県では、窒素及び燐(りん)は、指定湖沼流域及び東京湾流域に位置する特定事業場からの排水にのみ規制を定めているため、本事業における対象施設は、規制の対象にならない。

なお、本事業においては、プラント排水及び生活排水は場内で再利用し、場外へ放流しない計画である。

表 3.2-31 排水基準(有害物質以外)

項目	許容限度	
	500m ³ /日未満	500m ³ /日以上
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6(海域以外)	
BOD及びCOD	20mg/L	10mg/L
浮遊物質	40mg/L	20mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)	3mg/L	2mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油)	5mg/L	3mg/L
フェノール類含有量	0.5mg/L	
亜鉛含有量	1 mg/L	
銅含有量	1 mg/L	
溶解性鉄含有量	5 mg/L	1 mg/L
溶解性マンガン含有量	5 mg/L	1 mg/L
クロム含有量	0.5mg/L	
大腸菌群数	3,000個/cm ³	

「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(昭和50年条例第50号)

備考

1. 1日当たりの平均排水量30m³以上の施設にのみ適用される。

イ. 総量規制

指定地域内の事業場に対し、濃度規制に加えて排出水の汚濁負荷量の総量について規制基準が定められている。千葉県では、「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」（平成 29 年千葉県告示第 514 号）、「窒素含有量に係る総量規制基準」（平成 29 年千葉県告示第 515 号）及び「りん含有量に係る総量規制基準」（平成 29 年千葉県告示第 516 号）に基づき、東京湾流域の 21 市町（各市町の全域又は一部地域）の指定地域内事業場が規制対象となっている。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲は、総量規制の指定地域内ではない。

ウ. ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、焼却炉などのダイオキシン発生施設について水を使用する廃ガス洗浄施設や湿式集じん施設など 19 施設を水質基準対象施設として定めており、これらの施設を設置している事業場から排出される水についてダイオキシン類の排水基準が定められている。ダイオキシン類の排出基準は、表 3.2-32 に示すとおりである。なお、本施設においては廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設は設置しない。

表 3.2-32 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）

3) 土壌

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)により定められており、表 3.2-33 及び表 3.2-34 に示すとおりである。

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は、表 3.2-35 及び 3.2-36 に示すとおりである。「土壌汚染対策法」では、一定規模(3,000m²(ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地にあっては 900m²))以上の土地の形質の変更をしようとする者に対し、都道府県知事等への届出を義務付けており、届出のあった土地について、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるときは、土地の所有者に土壌汚染状況調査の実施命令が発出される。都道府県知事等は、土壌汚染状況調査の結果報告を受けた土地について、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することになっており、都市計画対象事業実施区域及びその周囲に要措置区域はないが、都市計画対象事業実施区域及び市道 2198 号線沿道区域が自然由来特例区域として形質変更時要届出区域に指定されており、さらに都市計画対象事業実施区域から約 4km の位置に形質変更時要届出区域が存在する。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号)に基づき、農用地土壌汚染対策地域の指定要件が定められているが、都市計画対象事業実施区域及びその周囲に、農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

表 3.2-33 土壤汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
1,2 - ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること
1,1 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること
1,2 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1,1,2 - トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
1,3 - ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
1,4 - ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること

「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

備考

1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
4. 1,2 - ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 3.2-34 ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

物 質	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)

備考

1. 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。
2. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 3.2-35 土壌汚染対策法に基づく土壌溶出量基準

項 目	土壌溶出量基準	
第一種特定 有害物質 (揮発性有 機化合物)	クロロエチレン	検液 1 L につき0.002mg 以下であること
	四塩化炭素	検液 1 L につき0.002mg 以下であること
	1,2- ジクロロエタン	検液 1 L につき0.004mg 以下であること
	1,1- ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.1mg 以下であること
	1,2- ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg 以下であること
	1,3- ジクロロプロペン	検液 1 L につき0.002mg 以下であること
	ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg 以下であること
	テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg 以下であること
	1,1,1- トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること
	1,1,2- トリクロロエタン	検液 1 L につき0.006mg 以下であること
	トリクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg 以下であること
	ベンゼン	検液 1 L につき0.01mg 以下であること
	第二種特定 有害物質 (重金属 等)	カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物		検液 1 L につき六価クロム0.05mg 以下であること
シアン化合物		検液中にシアンが検出されないこと
水銀及びその化合物		検液 1 L につき水銀0.0005mg 以下であり、かつ、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		検液 1 L につきセレン0.01mg 以下であること
鉛及びその化合物		検液 1 L につき鉛0.01mg 以下であること
砒素及びその化合物		検液 1 L につき砒素0.01mg 以下であること
ふっ素及びその化合物		検液 1 L につきふっ素0.8mg 以下であること
ほう素及びその化合物		検液 1 L につきほう素 1 mg 以下であること
第三種特定 有害物質 (農薬等/ 農薬 +PCB)	シマジン	検液 1 L につき0.003mg 以下であること
	チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg 以下であること
	チウラム	検液 1 L につき0.006mg 以下であること
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと

「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)

表 3.2-36 土壤汚染対策法に基づく土壤含有量基準

	項 目	土壤含有量基準
第二種特定 有害物質 (重金属 等)	カドミウム及びその化合物	土壤 1 kg につきカドミウム45mg 以下であること
	六価クロム化合物	土壤 1 kg につき六価クロム250mg 以下であること
	シアン化合物	土壤 1 kg につき遊離シアン50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	土壤 1 kg につき水銀15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	土壤 1 kg につきセレン150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	土壤 1 kg につき鉛150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	土壤 1 kg につき砒素150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	土壤 1 kg につきふっ素4,000mg 以下であること
	ほう素及びその化合物	土壤 1 kg につきほう素4,000mg 以下であること

「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)

4) 地盤沈下

千葉県では、地盤沈下を防止するため、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)、
「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)及び「千葉県
環境保全条例」(平成 7 年条例第 3 号)に基づき、地下水の採取を規制しているが、都
市計画対象事業実施区域の位置する東金市は規制の対象地域に該当しない。

5) 騒音

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づく、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）により定められており、地域の類型区分及び時間の区分ごとに設定されている。騒音に係る環境基準は、表3.2-37(1)～(3)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域の位置する東金市は、「平成24年3月30日東金市告示第32号」に基づき、騒音に係る環境基準について地域の類型の区分ごとの基準を定めている。東金市の地域の類型及び時間区分ごとの基準は、表3.2-37(1)～(3)に示すとおりである。

表 3.2-37(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「平成24年3月30日東金市告示第32号」

備考

1. 地域の類型

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 表に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域をいう。

表 3.2-37(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

備考

1. 車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表3.2-37(3)の基準による。

表 3.2-37(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

備考

1. 1時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. A類型を当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域、B類型を当てはめる地域は主として住居の用に供される地域、C類型を当てはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。
3. 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
4. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
5. 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
6. 評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法による。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。
7. 道路に面する地域については、環境基準の達成状況の地域としての評価は、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行うものとする。
8. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。
9. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

騒音に係る規制基準等

ア. 特定施設及び特定作業に係る規制基準

ア) 騒音規制法に基づく規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)では、工場、事業場などに設置される施設のなかで、著しい騒音を発生する施設を「特定施設」と定め、これを設置する工場又は事業場(特定工場等)の敷地境界において基準を定めることとしている。これに基づき、都市計画対象事業実施区域の位置する東金市は、「平成24年3月30日東金市告示第29号」において、特定工場等から発生する騒音について、区域の区分ごとの基準を定めている。「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る規制基準は、表3.2-38に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であることから、特定工場等に係る規制基準は適用されない。

表 3.2-38 騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時～ 午後7時	午前6～8時 午後7～10時	午後10時～ 翌日午前6時
第1種区域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	55dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	60dB

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)

「平成24年3月30日東金市告示第29号」

備考

1. 区域の指定

第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

第2種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業施設及び準工業地域

第4種区域：工業地域及び工業専用地域

2. 第2種、第3種及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

1) 条例に基づく規制基準

都市計画対象事業実施区域の位置する東金市における特定施設及び特定作業に係る騒音の規制基準は、「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年規則第22号)に基づき定められており、規制基準は表 3.2-39 に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域に該当する。

表 3.2-39 東金市環境保全条例施行規則に基づく特定施設等において発生する騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時～ 午後7時	午前6～8時 午後7～10時	午後10時～ 翌日午前6時
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	50dB	45dB	40dB
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55dB	50dB	45dB
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60dB	55dB	50dB
工業地域及び工業専用地域	70dB	65dB	60dB
用途地域の定めのない地域	60dB	55dB	50dB

網掛けは都市計画対象事業実施区域の位置する区域区分

「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年規則第22号)

備考

1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域内に存する学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

1. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」に基づく要請限度による規制が行われており、都市計画対象事業実施区域の位置する東金市は、「平成24年3月30日東金市告示第29号」において区域の類型を当てはめる地域を定めている。自動車騒音の要請限度は表3.2-40(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.2-40(1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
a 区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「平成24年3月30日東金市告示第29号」

備考：区域の類型

- a：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- c：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

表 3.2-40(2) 騒音規制法に基づく幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
75dB以下	70dB以下

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

ウ. 建設作業騒音に係る規制基準

ア) 騒音規制法に基づく規制基準

「騒音規制法」に基づき、建設工事として行われる作業のなかで、著しい騒音を発生する作業を「特定建設作業」と定め、作業ごとに敷地境界における基準値が設定されている。特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2-41 に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であることから、特定建設作業に係る規制基準は適用されない。

表 3.2-41 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域		
85dB を超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他の休日 ではないこと

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)

「平成24年3月30日東金市告示第29号」

備考：区域の指定

第1号区域：表3.2-38の備考1に示す第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち、学校・病院等の周囲80m以内の区域

第2号区域：用途地域が指定されている区域のうち、第1号区域以外の区域

1) 条例に基づく規制基準

都市計画対象事業実施区域の位置する東金市における特定建設作業に係る騒音の規制基準は、「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年規則第22号)に基づき定められており、基準は表3.2-42に示すとおりである。

表 3.2-42 東金市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

作業の種類	騒音の大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
	85dB を超えないこと	午後 7 時から翌日午前 7 時までの時間内において行われないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えて行われないこと	日曜日その他の休日に行われないこと

「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年規則第22号)

備考:

1. 特定建設作業における作業の種類は以下のとおりである。

くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業

びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業

さく岩機(ブレーカーを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)

コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)

鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
振動ローラを使用する作業

2. 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、この表に掲げる値から 5 dB を減じた値とする。

6) 振動

特定工場に係る規制基準

ア. 振動規制法に基づく規制基準

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)では、工場、事業場などに設置される施設のなかで、著しい振動を発生する施設を「特定施設」と定め、これを設置する工場又は事業場(特定工場等)の敷地境界において基準を定めることとしている。これに基づき、都市計画対象事業実施区域の位置する東金市は、「平成24年3月30日東金市告示第30号」において、特定工場等から発生する振動について、区域の区分ごとの基準を定めている。「振動規制法」に基づく特定工場等に係る規制基準は、表3.2-43に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であることから、特定工場等に係る規制基準は適用されない。

表 3.2-43 振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	夜間 午後7時～ 翌日午前8時
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)

「平成24年3月30日東金市告示第30号」

備考：

1. 区域の区分

第1種： 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第2種： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 第1種区域及び第2種区域に所在する学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

1. 条例に基づく規制基準

都市計画対象事業実施区域の位置する東金市における特定施設及び特定作業に係る振動の規制基準は、「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年規則第22号)に基づき定められており、規制基準は表3.2-44に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域に該当する。

表 3.2-44 東金市環境保全条例施行規則に基づく特定施設等において発生する振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	夜間 午後7時～ 翌日午前8時
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	65dB	60dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	70dB	65dB
用途地域の定めのない地域	70dB	65dB

網掛けは都市計画対象事業実施区域の位置する区域区分

「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年3月30日規則第22号)

備考

1. 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

道路交通振動の要請限度

自動車振動については、「振動規制法」に基づく要請限度による規制が行われており、都市計画対象事業実施区域の位置する東金市は、「平成24年3月30日東金市告示第30号」において区域及び時間を定めている。道路交通振動の要請限度は、表 3.2-45 に示すとおりである。

表 3.2-45 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前8時～ 午後7時	夜間 午後7時～ 翌日午前8時
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)

「平成24年3月30日東金市告示第30号」

備考：区域の区分

第1種： 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第2種： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

建設作業振動

ア. 振動規制法に基づく規制基準

「振動規制法」に基づき、建設工事として行われる作業のなかで、著しい振動を発生する作業を「特定建設作業」と定め、作業ごとに敷地境界における基準が設定されている。特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2-46 に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であることから、特定建設作業に係る規制基準は適用されない。

表 3.2-46 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域		
75dB を 超えないこと	午後7時から 翌日午前7時 までの時間内 でないこと	午後10時から 翌日午前6 時までの時間 内でないこと	10時間を 超えないこ と	14時間を 超えないこ と	連続6日を 超えないこ と	日曜日そ の他の休 日ではな いこと

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）

「平成24年3月30日東金市告示第30号」

備考：区域の区分

第1号区域：表3.2-43の備考1に示す第1種区域及び第2種区域（工業地域を除く）、並びに工業地域のうち、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：用途地域が指定されている区域で工業専用地域を除く区域のうち、第1号区域以外の区域

4. 条例に基づく規制基準

都市計画対象事業実施区域の位置する東金市における特定建設作業に係る振動の規制基準は、「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年規則第22号)に基づき定められており、基準は表3.2-47に示すとおりである。

表 3.2-47 東金市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

作業の種類	振動の大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
	75dB	午後7時から翌日午前7時までの時間内において行われないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えて行われないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
	-				
	75dB				
	-				
	75dB				
	-				
	75dB				
	-				

注)「-」は規制基準が設定されていないことを示す。

「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年規則第22号)

備考:

1. 特定建設作業における作業の種類は以下のとおりである。

くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業

びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業

さく岩機(ブレーカーを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)

コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)

鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
振動ローラを使用する作業

2. 学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、この表に掲げる値から5dBを減じた値とする。

7) 悪臭

悪臭防止法に基づく規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)では、工場その他の事業場における事業活動に伴い排出される悪臭原因物について、特定悪臭物質濃度、又は臭気指数のいずれかによって規制することとしている。

都市計画対象事業実施区域の位置する東金市は、「平成24年3月30日東金市告示第31号」に基づき、表3.2-48(1)～(3)に示すとおり基準を定めている。

なお、都市計画対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であることから、事業活動に伴い発生する悪臭に係る規制基準は適用されない。

表 3.2-48(1) 悪臭防止法に基づく規制基準 (敷地境界における悪臭)

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)

「平成24年3月30日東金市告示第31号」

表 3.2-48(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

対象物質	規制基準
アンモニア、硫化水素 トリメチルアミン プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン、キシレン	悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出された値

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）

「平成24年3月30日東金市告示第31号」

表 3.2-48(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（排水水の悪臭）

特定悪臭物質	排水水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下	0.03
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下	0.007
	0.1m ³ /秒を超える	0.002
硫化水素	0.001m ³ /秒以下	0.1
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下	0.02
	0.1m ³ /秒を超える	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下	0.3
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下	0.07
	0.1m ³ /秒を超える	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下	0.6
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下	0.1
	0.1m ³ /秒を超える	0.03

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）

「平成24年3月30日東金市告示第31号」

条例に基づく規制基準

「東金市環境保全条例施行規則」(平成13年規則第22号)に基づく特定施設及び特定作業に係る悪臭の規制基準は、「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、または飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」と定められている。

また、千葉県では、「千葉県悪臭防止対策の指針」(昭和56年大第90号千葉県環境部長通知)に基づいて指導が行われており、目標値は表3.2-49に示すとおりである。

表 3.2-49 千葉県悪臭防止対策の指針による指導目標値(臭気濃度)

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、田園住居地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域	500程度	15程度
工場・商店・ 住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 未指定地域(工業団地を除く)	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

「千葉県悪臭防止対策の指針」(昭和56年大第90号千葉県環境部長通知)

2. 自然環境保全関係法令等

1) 自然公園

自然公園とは、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「千葉県立自然公園条例」(昭和 35 年 4 月 1 日条例第 15 号)に基づき、優れた自然の風景地に区域を画して設けられる公園である。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲における自然公園の指定状況は、図 3.2-10 に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、「県立九十九里自然公園」の一部が存在する。

2) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域とは、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)及び都道府県の各条例に基づき自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

千葉県では「千葉県自然環境保全条例」(昭和 48 年条例第 1 号)に基づき、自然環境保全地域のほか、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域が指定されている。

なお、都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定はない。

3) 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づき鳥獣の保護繁殖を図るため指定された区域である。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲における鳥獣保護区等の指定状況は、図 3.2-11 に示すとおりである。

4) 首都圏近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全区域とは、「首都圏近郊緑地保全法」(昭和 41 年法律第 101 号)に基づき、首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地を保全することが、近郊整備地帯における無秩序な市街化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することから、特に保全が必要な地区について国土交通大臣が「近郊緑地保全区域」を指定し、県が都市計画に「近郊緑地特別保全地区」を定めている。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、指定区域はない。

5) 生産緑地地区

生産緑地地区とは、生産緑地地区制度に基づき、市街化区域内の緑地機能及び公共施設用地としての多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的として市町村長により指定される地区である。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、生産緑地地区はない。

6) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、都市における良好な自然環境となる緑地を「特別緑地保全地区」として都市計画に定め、建築行為など一定の行為の制限を行うことを目的として指定された地区である。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、特別保全緑地地区はない。

7) 生息地等保護区

生息地等保護区とは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号、「種の保存法」)に基づき指定される区域で、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合に指定される。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、生息地等保護区はない。

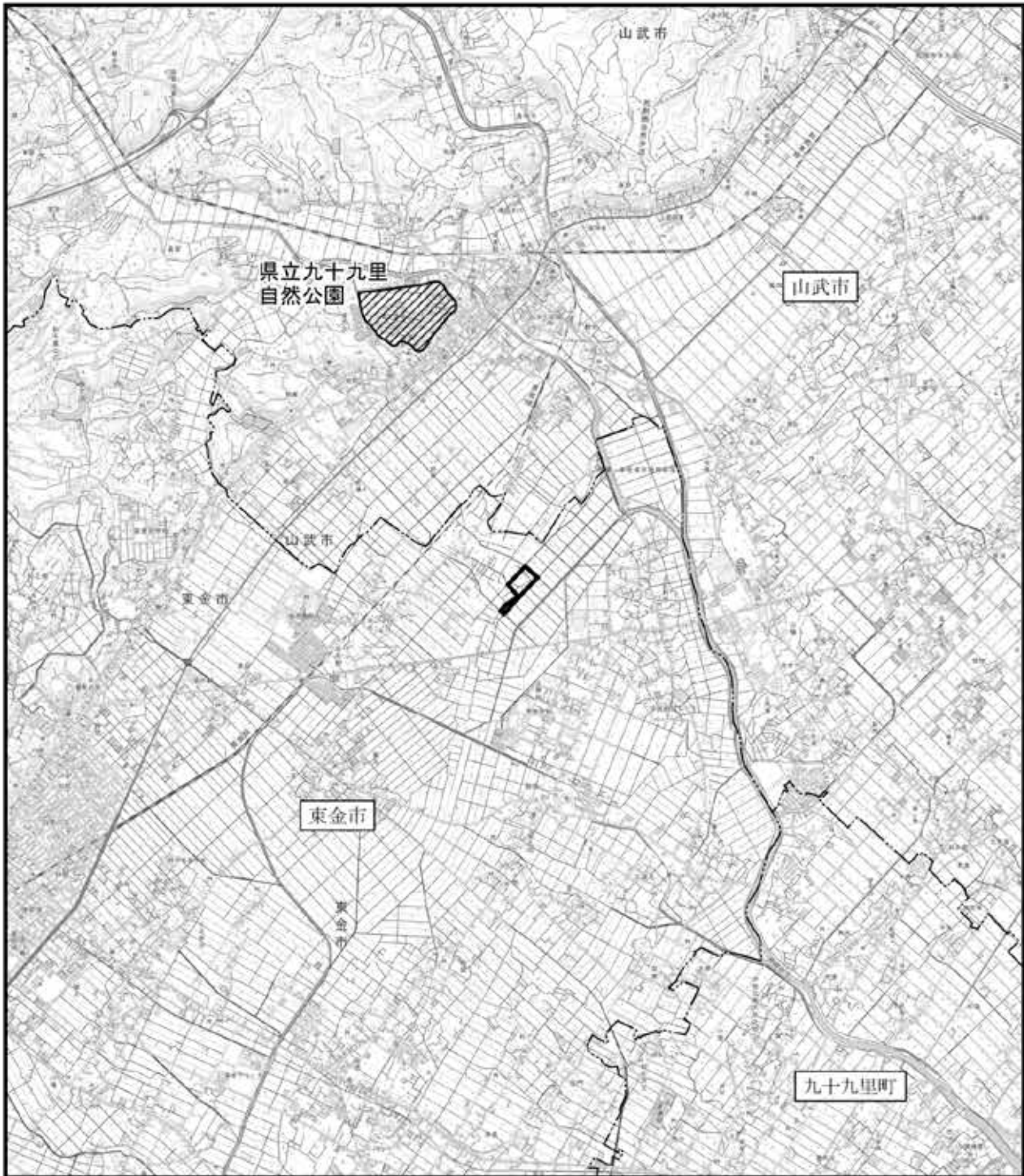



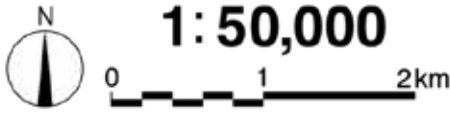


図 3.2-10 自然公園位置

凡 例

-  : 都市計画対象事業実施区域
-  : 行政界
-  : 自然公園位置

出典：「国土数値情報（自然公園地域）」
 （国土交通省ウェブサイト 令和5年10月取得）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

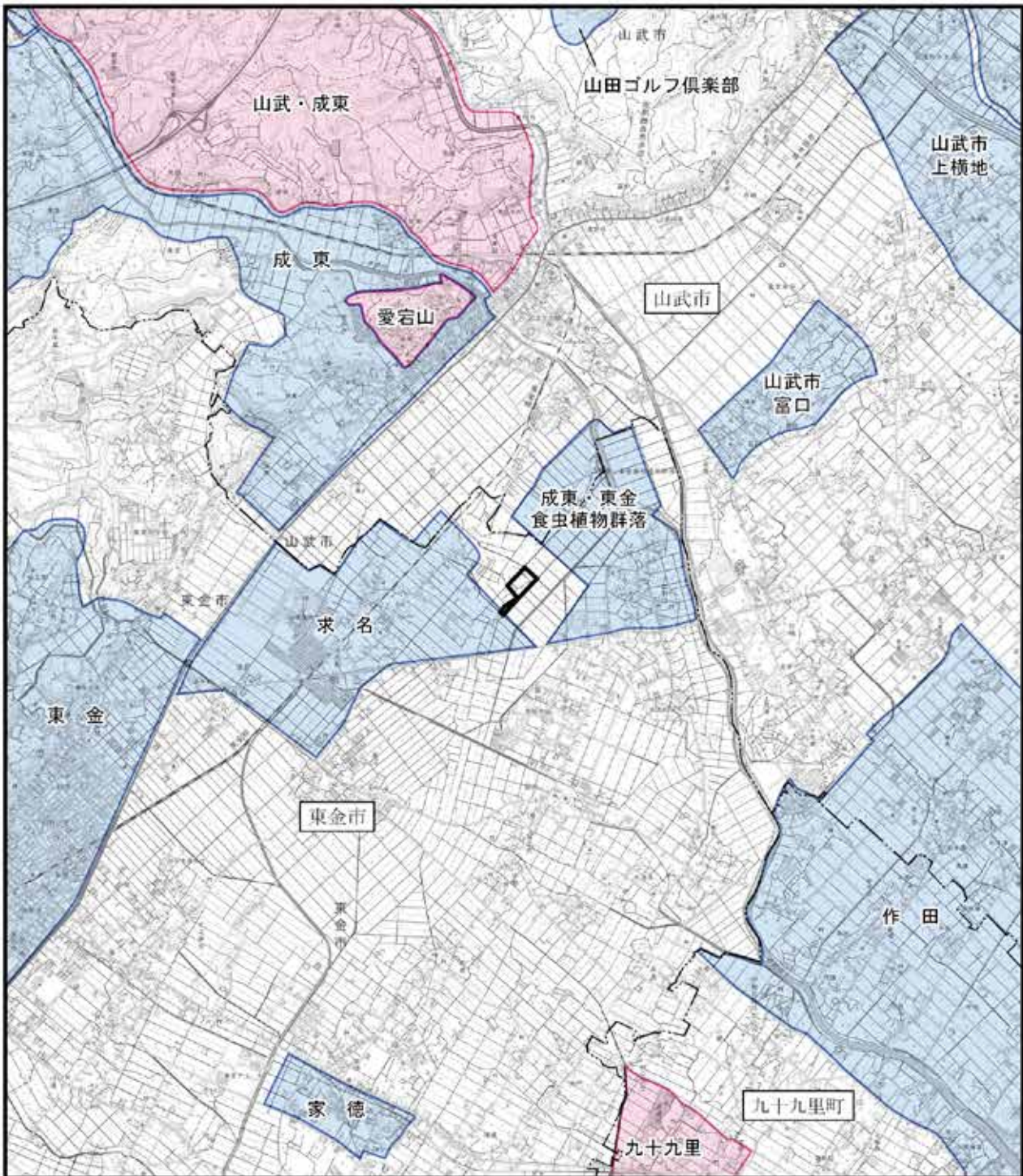
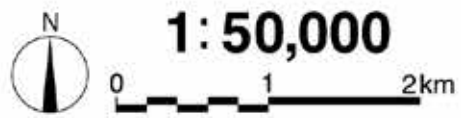


図 3.2-11 鳥獣保護区

凡 例

- : 都市計画対象事業実施区域
- : 行政界
- : 鳥獣保護区
- : 特定猟具使用禁止区域（銃器）

出典：「令和5年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」
 （千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

3. 国土保全関係法令等

1) 土砂災害対策

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づき、急傾斜地やこれらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害の恐れのある区域について指定される。斜面の崩壊を誘発又は助長するような有害な行為を規制するほか、急傾斜地の保全等を行う。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3.2-12 に示すとおりである。

地すべり防止区域

地すべり防止区域は、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づき、地すべりが発生している区域、そのおそれの極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域を崩壊による被害の除去又は軽減するために指定される。地すべりによる土砂災害の防止工事を実施するほか、地すべり崩壊を誘発・助長するような有害な行為を規制する。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、指定区域はない。

砂防指定区域

砂防指定区域は、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づき、砂防設備の必要な土地又は治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として、指定される。指定により砂防法の諸規定が適用される。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、指定区域はない。

土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき指定される。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は図 3.2-13 に示すとおりである。

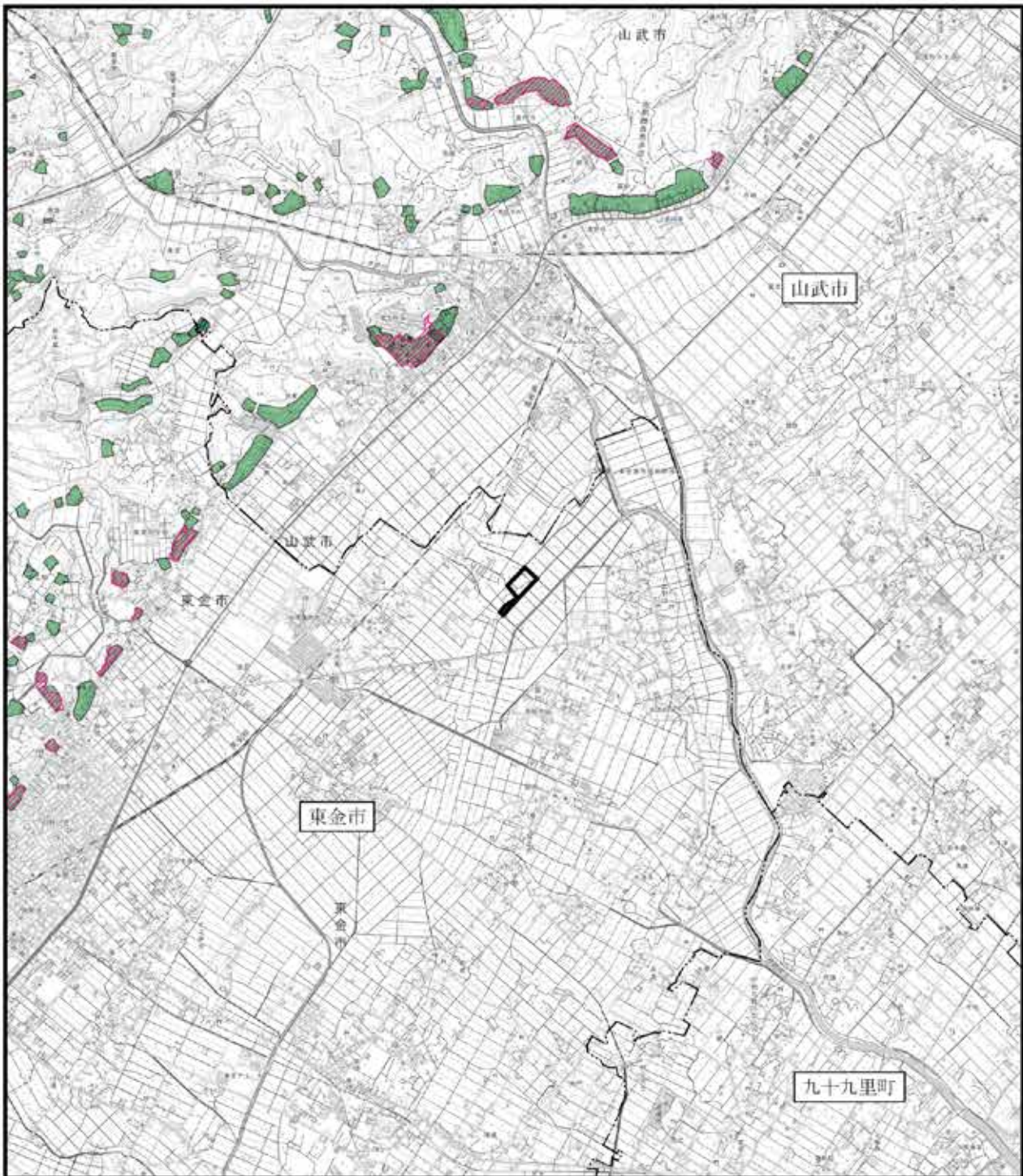
また、千葉県では、県民及び各機関の災害対策に役立てるために、土砂災害危険箇所を設定し、公表している。土砂災害危険箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の3つの危険箇所の総称である。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲において、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の指定はない。土砂災害危険箇所の指定状況は、図 3.2-12 に示す急傾斜地崩壊危険区域と同様となっている。

2) 保安林

保安林は、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

都市計画対象事業実施区域及びその周囲には、保安林の指定はない。



凡 例

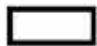



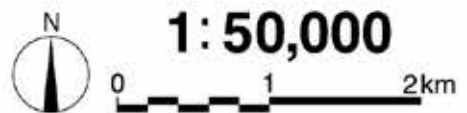
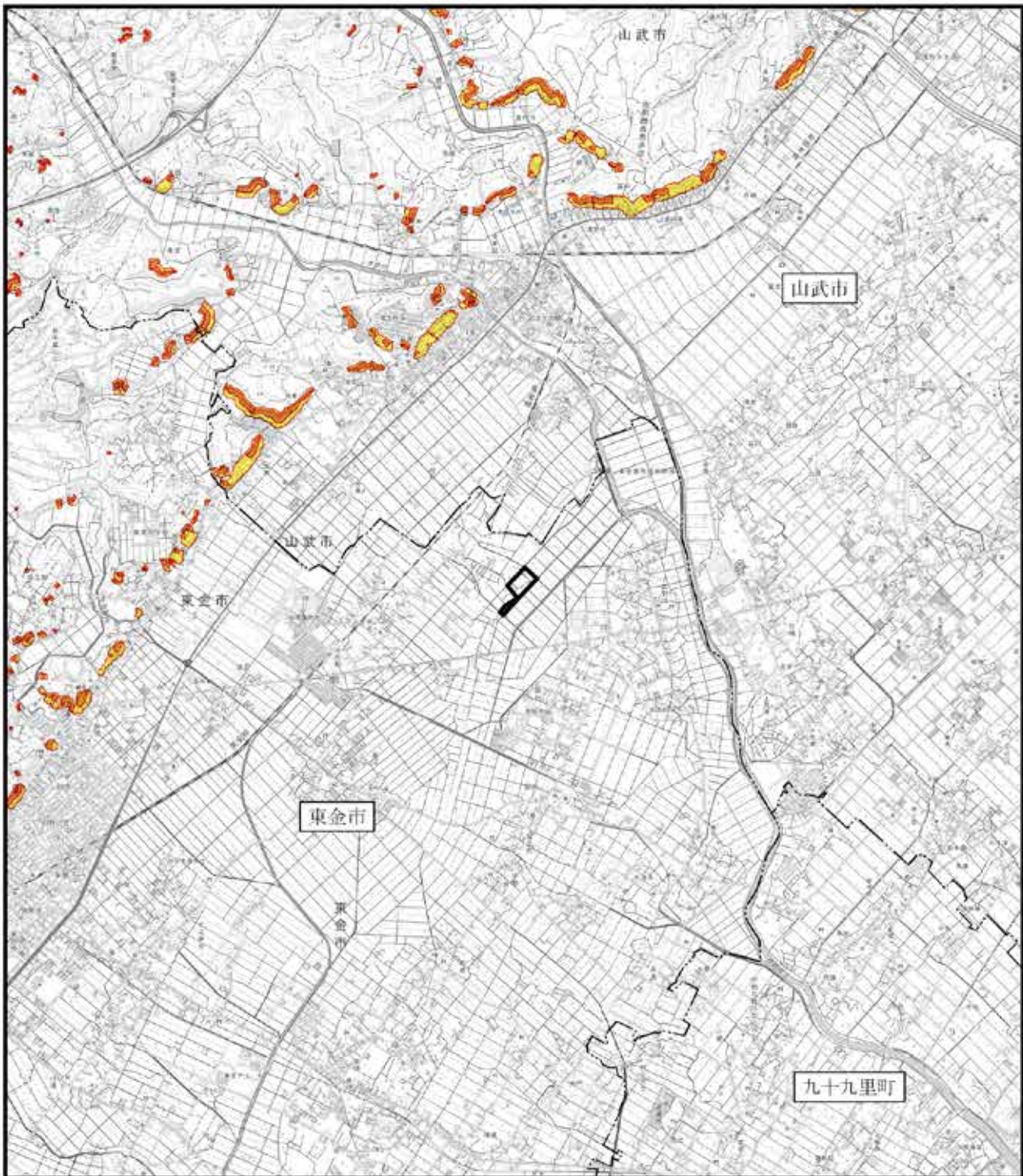
-  : 都市計画対象事業実施区域
-  : 行政界
-  : 急傾斜地崩壊危険区域
-  : 急傾斜地崩壊危険箇所

図 3.2-12 急傾斜地崩壊危険区域

出典：「ちば情報マップ 土砂災害危険箇所図」
 (千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図3万5千分の1を使用したものである。



凡例

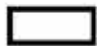



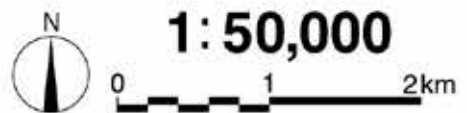
-  : 都市計画対象事業実施区域
-  : 行政界
-  : 土砂災害警戒区域
-  : 土砂災害特別警戒区域

図 3.2-13 土砂災害警戒区域等

出典：「ちば情報マップ 土砂災害警戒区域等」
 (千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

4. 地球環境保全関係法令等

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、都道府県及び市町村温室効果ガス排出量の削減目標を設定する計画が制定されている。

千葉県は、「千葉県地球温暖化対策実行計画」(令和 5 年 3 月策定)により、令和 12 年度における目標を設定しており、表 3.2-50 に示すとおりである。

表 3.2-50 千葉県における温室効果ガス排出削減目標

主体	削減目標	
家庭	世帯当たりエネルギー消費量を 2013 年度比 55%削減	
	自動車 1 台当たり燃料消費量を 2013 年度比 50%削減	
	家庭系ごみの排出量を 2013 年度比 19%削減	
事務所・店舗等	延床面積 1m ² 当たりエネルギー消費量を 2013 年度比 65%削減	
	自動車 1 台当たり燃料消費量を 2013 年度比 50%削減	
	事業系一般廃棄物の排出量を 2013 年度比 15%削減	
製造業	低炭素社会実行計画の参加企業	低炭素社会実行計画の各業界目標を責任を持って達成
	その他の企業・中小企業	生産量当たりエネルギー消費量を 2013 年度比 35%削減
運輸	貨物自動車の輸送トンキロ当たり燃料消費量を 2013 年度比 29%削減	

都市計画対象事業実施区域の位置する東金市は、「東金市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(平成 30 年策定)により、温室効果ガス削減目標を、令和 4 年度までに、基準年度(平成 25 年度)に対し約 7%削減し、令和 12 年度までに、基準年度(平成 25 年度)に対し約 32%削減すると定めている。取組方針として、職員全員の COOL CHOICE(=賢い選択)の実行や再生可能エネルギーの活用等が挙げられている。なお、現施設は、計画の対象施設には含まれていない。

3.2.9. その他の事項

1. 資源の利用の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲において産出される天然資源としては、天然ガスとヨードがある。天然ガスについては、現在、九十九里及び夷隅地域を中心として生産されており、主に都市ガス及び化学工業用原料・燃料として利用されている。ヨードは、九十九里地域を中心に生産が行われており、千葉県における生産量は全国一（約83%）となっている。

千葉県における天然ガス及びヨードの生産状況は表 3.2-51(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.2-51(1) 千葉県における天然ガス生産量

単位：千m³（基準状態）

年	全国	千葉県	比率(%)
平成 30 年	2,706,925	442,154	16.3
令和元年	2,524,118	433,527	17.2
令和 2 年	2,295,361	431,548	18.8

注）平成29年以前のデータは出典に掲載されていない。

出典：「データで見る千葉県の商工業」（千葉県 令和4年3月）

表 3.2-51(2) 千葉県におけるヨードの生産量の推移

単位：t

年	全国	千葉県	比率(%)
平成 28 年	10,180	8,260	81.1
平成 29 年	9,830	8,070	82.1
平成 30 年	10,100	8,400	83.2
令和元年	10,090	8,290	82.2
令和 2 年	9,890	8,180	82.7

出典：「データで見る千葉県の商工業」（千葉県 令和4年3月）

2. 廃棄物の処理等の状況

1) 一般廃棄物

都市計画対象事業実施区域及びその周囲における平成 29 年度から令和 3 年度の一般廃棄物処理状況の推移は、表 3.2-52 に示すとおりである。いずれの市町とも、搬入量の大半を生活系ごみが占めており、処理量のほとんどは直接焼却となっている。また、搬入量、処理量ともに、九十九里町では若干減少傾向にあるが、その他の市では横ばい又はわずかに増加傾向となっている。

なお、ここでは本組合の構成市町でありごみ処理区域に含まれる大網白里市におけるごみ処理の状況についても、併せて整理した。

表 3.2-52 ごみ処理状況（平成29年度～令和3年度）

単位：t

市町	年度	搬入量内訳合計									処理量合計				
		生活系ごみ					事業系ごみ	直接搬入ごみ		直接焼却	中間処理	直接最終処分	直接資源化		
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他のごみ	粗大ごみ									
東金市	平成29年度	20,333	14,809	13,042	527	974	0	266	4,888	636	20,333	17,941	1,438	0	954
	平成30年度	20,141	14,613	12,913	504	928	0	268	4,851	677	20,142	17,773	1,461	0	908
	令和元年度	20,702	15,052	13,262	691	944	20	135	4,814	836	20,702	18,091	1,667	0	944
	令和2年度	20,315	15,087	13,184	511	1,222	27	143	4,249	979	20,315	17,446	1,838	0	1,031
	令和3年度	19,566	14,631	12,797	484	1,206	17	127	4,024	911	19,566	16,830	1,715	0	1,021
山武市	平成29年度	13,820	9,808	8,475	441	653	11	228	3,051	961	13,965	12,183	1,400	0	382
	平成30年度	13,931	9,646	8,355	415	626	10	240	3,304	981	14,058	12,306	1,398	0	354
	令和元年度	14,269	9,956	8,528	538	688	20	182	3,201	1,112	14,350	12,428	1,577	0	345
	令和2年度	14,260	10,124	8,610	472	823	21	198	2,705	1,431	14,343	11,914	2,034	0	395
	令和3年度	14,160	10,150	8,534	461	928	22	205	2,734	1,276	14,160	11,722	2,010	0	428
九十九里町	平成29年度	6,048	4,379	3,814	234	237	0	94	1,469	200	6,048	5,287	533	0	228
	平成30年度	5,805	4,178	3,635	221	225	0	97	1,420	207	5,805	5,057	531	0	217
	令和元年度	5,876	4,265	3,681	295	229	7	53	1,377	234	5,876	5,062	585	0	229
	令和2年度	5,780	4,400	3,796	202	341	8	53	1,081	299	5,780	4,881	636	0	263
	令和3年度	5,695	4,385	3,810	190	330	7	48	1,033	277	5,695	4,848	593	0	254
大網白里市	平成29年度	15,488	13,208	11,628	456	827	0	297	1,919	361	15,488	13,551	1,130	0	807
	平成30年度	15,247	12,986	11,470	443	786	0	287	1,896	365	15,247	13,371	1,108	0	768
	令和元年度	15,725	13,455	11,843	655	779	22	156	1,834	436	15,725	13,681	1,265	0	779
	令和2年度	15,668	13,790	12,053	523	1,028	26	160	1,353	525	15,668	13,414	1,404	0	850
	令和3年度	15,347	13,408	11,802	451	994	18	143	1,410	529	15,347	13,216	1,294	0	837

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省ウェブサイト 令和6年1月閲覧）

2) 産業廃棄物

産業廃棄物については、千葉県内における状況について整理した。

産業廃棄物の処理の状況

令和3年度における県全体の産業廃棄物の発生量、排出量、処理量等の状況は、表3.2-53に示すとおりである。

令和3年度における県内の産業廃棄物の発生量は24,001,738 tであり、有償物量3,284,192 tを除いた20,717,546 tが産業廃棄物として排出されている。排出量のうち、再生利用量は10,276,283 t（排出量に占める割合49.6%）、減量化量は10,099,457 t（同48.7%）、最終処分量は341,806 t（同1.6%）となっている。

表 3.2-53 産業廃棄物の種類別処理・処分状況

単位：t/年

区分 廃棄物名	発生量	有償物量	排出量			資源化量	保管量
			再生利用量	減量化量	最終処分量		
燃え殻	27,613	1175	26,438	22,966	625	2,847	24,141
汚泥	6,981,736	124,589	6,857,147	688,256	6,097,192	71,699	812,845
廃油	210,076	13,728	196,348	79,244	116,606	498	92,972
廃酸	177,877	3,048	174,830	163,109	11,721	0	166,157
廃アルカリ	83,632	5,308	78,324	24,568	53,678	78	29,876
廃プラスチック類	388,162	13,053	375,109	239,856	125,051	10,202	252,909
紙くず	61,496	476	61,020	56,468	4,500	53	56,943
木くず	323,208	6,088	317,120	248,785	66,298	2,037	254,873
繊維くず	2,256		2,256	341	1,913	2	341
動植物性残さ	63,569	18,825	44,744	34,014	10,392	338	52,839
動物系固形不要物							
ゴムくず	278	56	222	95	8	120	151
金属くず	2,012,295	238,505	1,773,790	1,761,145	506	12,139	1,999,650
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	351,274	6,013	345,262	274,959	54,497	15,805	280,972
鋳さい	4,747,874	2,507,222	2,240,652	2,238,786		1,866	4,746,009
がれき類	2,506,098	22,800	2,483,297	2,418,350	809	64,138	2,441,151
動物のふん尿	2,886,536	239,366	2,647,169	635,594	2,011,576		874,960
動物の死体	9,542	16	9,526	1,827	7,591	108	1,843
ばいじん	2,521,470	57,787	2,463,683	1,171,360	1,223,598	68,725	1,229,147
その他(13号廃棄物)							
混合廃棄物	208,626	183	208,443	126,953	132	81,358	127,136
特別管理産業廃棄物							
廃油	45,197	10,205	34,992	18,721	16,044	228	28,926
廃酸	118,013	14,554	103,459	21,834	81,367	258	36,388
廃アルカリ	30,966	56	30,910	7,233	23,638	39	7,290
感染性産業廃棄物	23,305		23,305	481	20,472	2,352	481
廃石綿等	1,438		1,438	39	9	1,390	39
特定有害産業廃棄物	219,200	1140	218,060	41,298	171,236	5,527	42,438
合計	24,001,738	3,284,192	20,717,546	10,276,283	10,099,457	341,806	13,560,475

注1：端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

注2：表中の空欄は、該当値がないもの、「0」表示は0.5 t/年未満であることを示している。

出典：「令和4年度産業廃棄物処理実態調査事業報告書」（令和5年3月 千葉県環境生活部）

業種別発生量では、表 3.2-54 に示すとおり、製造業が 11,654,252t と最も多く、全体の 5 割近くを占めている。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が 4,516,034 t、建設業が 3,917,155 t、農業・林業が 2,944,049 t となっている。

表 3.2-54 産業廃棄物の業種別処理・処分状況（発生量ベース）

業種	量 (t/年)				処理区分構成比 (%)				業種構成比 (%)			
	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量
農業・林業	2,944,049	910,955	2,023,891	9,203	100.0	30.9	68.7	0.3	12.3	6.7	20.0	2.7
建設業	3,917,155	2,958,184	821,146	137,825	100.0	75.5	21.0	3.5	16.3	21.8	8.1	40.3
製造業	11,654,252	8,933,981	2,629,742	90,528	100.0	76.7	22.6	0.8	48.6	65.9	26.0	26.5
電気・ガス・熱供給・水道業	4,516,034	304,767	4,153,740	57,528	100.0	6.7	92.0	1.3	18.8	2.2	41.1	16.8
その他の業種	970,248	452,588	470,937	46,723	100.0	46.6	48.5	4.8	4.0	3.3	4.7	13.7
合計	24,001,738	13,560,475	10,099,457	341,806	100.0	56.5	42.1	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：「令和 4 年度産業廃棄物処理実態調査事業報告書」（令和 5 年 3 月 千葉県環境生活部）

産業廃棄物処理業者等の状況

令和 5 年 4 月 1 日現在において、千葉県知事の許可を得ている産業廃棄物処理業、及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可業者数は表 3.2-55 に示すとおりである。

表 3.2-55 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可業者数

特別管理産業廃棄物処理業者数	産業廃棄物処理業者								特管産廃処理業の許可のみ有する処理業者数	合計
	業の区分	収運	中間	最終	収運 + 中間	収運 + 最終	中間 + 最終	収運 + 中間 + 最終		
	収運	763			30	1			81	875
	中間		9					1	2	12
	最終					1				1
	収運 + 中間				19					19
	収運 + 最終									0
	中間 + 最終									0
	収運 + 中間 + 最終									0
	産廃処理業の許可のみ有する処理業者数	10,314	59	3	161	2		1		10,540
	合計	11,077	68	3	210	4	0	2	83	11,447

注) 業の区分において、「収運」は収集運搬業、「中間」は中間処理業、「最終」は最終処分業を示す。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿（注意事項、産業廃棄物処理業者許可業者数、廃棄物種類コード表）」（千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）

産業廃棄物処理施設の状況

一般社団法人 千葉県産業資源循環協会のウェブサイトに登録された千葉県内に設置されている産業廃棄物処理施設の地域別・種類別施設数は、表 3.2-56 に示すとおりである。

表 3.2-56 産業廃棄物処理施設の地域別・種類別施設数

種類 地域	最終処分場		施設 箇所数	中間処理施設			
	安定型	管理型		焼却処理	中和等 処理	破碎・切断 処理	その他
第1地区	1	2	30	1	7	27	3
第2地区			34	4	9	24	0
第3地区			23	3	10	22	1
第4地区	1	1	52	6	5	44	7
第5地区			24	2	4	14	4
第6地区	3	3	53	11	6	36	3
合計	5	6	216	27	40	172	18

注1：中間処理施設の施設箇所数は同一所在地に複数種類の中間処理施設が設置されている場合、1箇所として計上している。処理の内訳（焼却処理、中和等処理、破碎・切断処理、その他）は登録されている施設の種類ごとに施設数を計上しており、その合計値は施設箇所数とは一致しない。

注2：それぞれの地域に該当する市町村は以下のとおりである。

第1地区：千葉市

第2地区：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、

第3地区：松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

第4地区：銚子市、佐原市、成田市、佐倉市、八日市場市、旭市、四街道市

八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町

印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町、東庄町、茨城県

第5地区：茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里町、九十九里町

芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町

長南町、大喜多、御宿町

第6地区：館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

南房総市、鋸南町

注3：一般社団法人千葉県産業資源循環協会のウェブサイトに掲載された施設は、協会会員の施設に限られ、協会非加盟の企業の情報は掲載されていない。

出典：「業者検索」（一般社団法人千葉県産業資源循環協会ウェブサイト 令和6年1月閲覧）をもとに集計

3. 公害苦情の状況

都市計画対象事業実施区域の令和4年度の公害苦情件数の状況は、表 3.2-57 に示すとおりである。

表 3.2-57 公害苦情の状況（令和4年度）

単位：件

項目 市町	典型7 公害計	典型7公害							典型7 公害以外
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
東金市	93	69	3	0	14	1	1	5	114
山武市	65	0	3	0	8	0	0	54	132
九十九里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：「令和4年度公害苦情調査結果報告書」（令和6年1月 千葉県）

4. 文化財

1) 指定文化財の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲における天然記念物、史跡等の指定文化財の状況は、表 3.2-58(1) (2)及び図 3.2-14 に示すとおりである。

表 3.2-58(1) 指定文化財の状況

市町	類別	文化財名	番号	現所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定・登録日
東金市	国天	成東・東金食虫植物群落	1	山武市島字畑田464-7・東金市上武射田字入道島1874-35他	国	1920年 7月17日
	県建	八坂神社本殿内殿	2	東金市松之郷1269	八坂神社	2003年 3月28日
	市天	八坂神社の銀杏	3	東金市松之郷1269	八坂神社	1978年11月 8日
	市天	下武射田妙本寺の椰	4	東金市下武射田区入会地16	妙本寺	1985年 8月22日
	市天	妙善寺の乳銀杏	5	東金市御門358	妙善寺	1987年 3月 5日
	市史	五輪塔	6	東金市松之郷480 - 1	願成就寺	1983年10月14日
	市史	作田東睡の墓碑	7	東金市田間仲性寺内	本漸寺	1985年12月23日
	市史	取子塚	8	東金市求名683	北高福寺	1988年 8月10日
	市史	田間城址	9	東金市田間2126他	田間神社他	1988年 9月22日
	市建	八坂神社本殿	10	東金市松之郷1269	八坂神社	2004年 3月23日
山武市	国天	成東・東金食虫植物群落	11	山武市島字畑田464-7・東金市上武射田字入道島1874-35他	国	1920年 7月17日
	県史	歌人伊藤左千夫の生家	12	山武市殿台393	山武市	1950年11月 3日
	県史	稲葉黙齋墓	13	山武市成東2698	元倡寺	1974年 3月19日
	県天	成東町のクマガイソウ	14	山武市	個人	1952年11月 3日
	県天	石塚の森	15	山武市成東2551他	国・八幡神社（不動院八幡神社）	1975年 3月28日
	市天	賀茂神社の大杉	16	山武市森1093	賀茂神社・個人	1975年 6月 1日
	市天	柴原地区岩塊	17	山武市柴原186・202	安房神社	1979年 1月29日
	市天	駒形神社の椎の木	18	山武市富田1854	駒形神社	1986年 6月16日
	市史	不動塚古墳	19	山武市板附308	個人	1973年 7月19日
	市史	安井理民出生地・墓	20	山武市成東2496（出生地）	個人	1977年 3月25日
			21	山武市成東230（墓）	個人	1977年 3月25日

表 3.2-58(2) 指定文化財の状況

市町	類別	文化財名	番号	現所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定・登録日
山武市	市史	牧野萬右衛門出生地・落花生栽培発祥地	22	山武市草深1330 (出生地)	個人	1977年12月 1日
			23	山武市草深1331-2 (発祥地)	個人	1977年12月 1日
	市史	鈴木荘内(養察)の墓	24	山武市姫島 (共同墓地)	個人	1985年 3月23日
	市史	和田守道(儀丹)の墓	25	山武市成東2366	福星寺	1985年 3月23日
	市史	伊藤家の墓	26	山武市殿台410	法満寺	1986年10月15日
	市史	上総道学発祥の地	27	山武市成東字下町、 山武市津辺字新町	山武市	1990年 6月20日
	市史	大高善兵衛の墓	28	山武市富田2148	個人	1992年 1月24日
	市史	矢原墓地	29	成東745	八幡神社	1982年 6月24日
	市建	元倡寺九重の塔	30	山武市成東2697	元倡寺	1976年 7月30日
	市建	不動院長勝寺本堂 (浪切不動院)	31	山武市成東2551	不動院 長勝寺	1976年 7月30日
	市建	室の木宝篋印塔	32	成東1739	辺田共同墓地	1985年 7月29日
	市建	室の木庚申塔	33	成東1739	辺田共同墓地	1985年 7月29日
	市建	石仏	34	真行寺479	個人	1985年 7月29日
	市建	道路元標	35	富口355-1	富口区	1985年 7月29日
	市建	六観音	36	富口569	光明寺	1985年 7月29日
	市建	結界石	37	松ヶ谷イ4218	蓮台寺	1985年 7月29日
	市建	大正寺宝篋印塔	38	本須賀1358	大正寺	1985年 7月29日
	市建	大正寺宝篋印塔(十九夜塔)	39	本須賀1358	大正寺	1985年 7月29日
	市建	白幡八幡神社石燈籠	40	白幡824	白幡八幡神社	1985年 7月29日
	市建	光福寺庚申塔	41	寺崎97	興福寺	1997年11月21日
九十九里町	県史	伊能忠敬出生地	42	山武郡九十九里町小関 2689	個人(九十九里町)	1969年 1月10日
	町天	旧西明寺のなぎの木	43	作田817	東光寺	1974年 2月28日
	町史	藤代昌琢墓碑	44	小関842	妙覚寺	1981年 1月 1日
	町史	慮土乾君塵碑	45	小関842	妙覚寺	1981年 1月 1日
	町史	白琢先生墓碑	46	小関842	妙覚寺	1981年 1月 1日
	町史	子安春洋墓碑	47	小関842	妙覚寺	1981年 1月 1日
	町史	西山翰海墓碑	48	小関842	妙覚寺	1981年 1月 1日

注) 表中の「類別」は下記を示す。

国天：国指定天然記念物

県天：県指定天然記念物、県史：県指定史跡、県建：県指定有形文化財(建造物)

市天：市指定天然記念物、市史：市指定史跡、市建：市指定有形文化財(建造物)

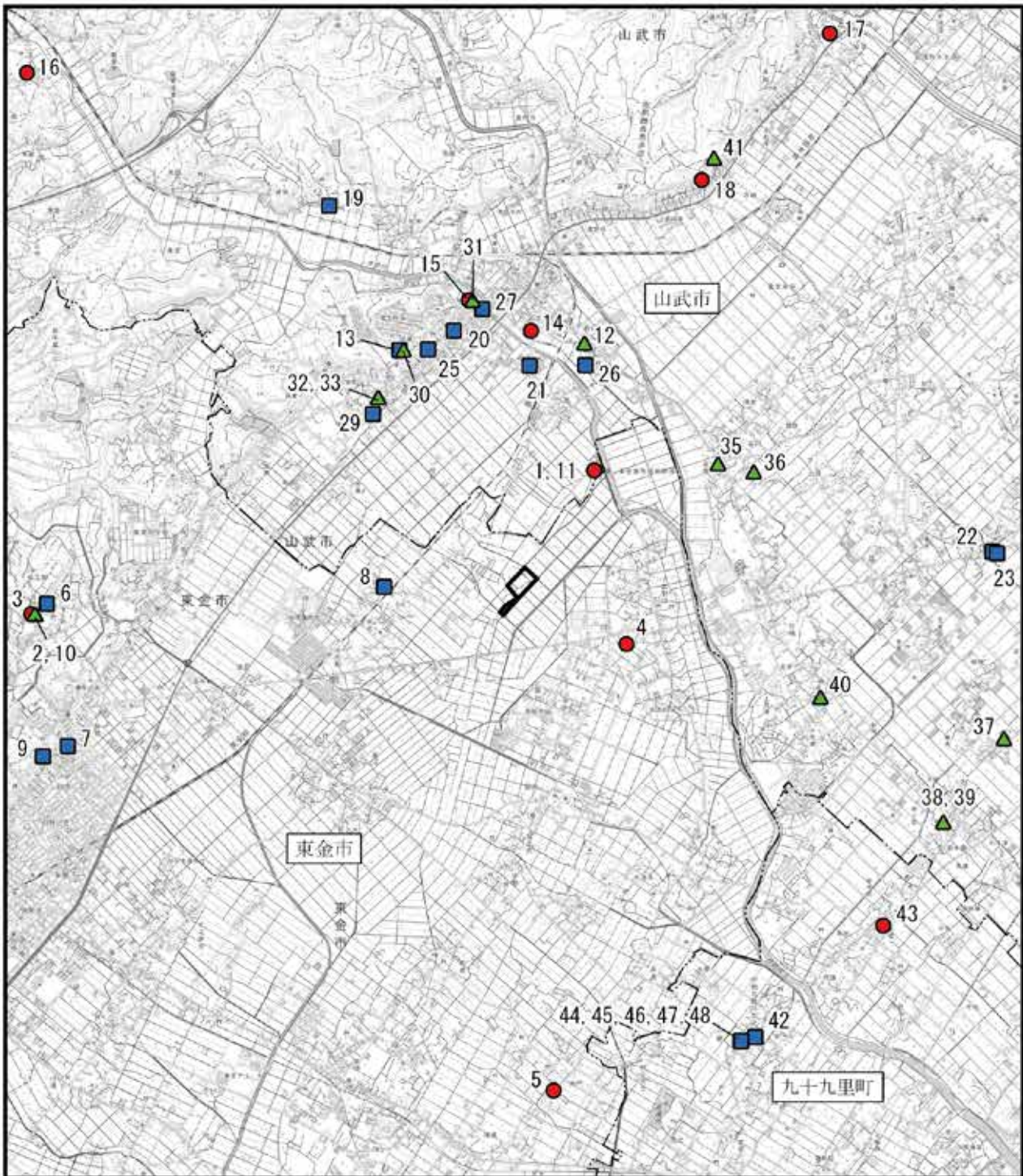
町天：町指定天然記念物、町史：町指定史跡

出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財 - 山武エリアの市町」(千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

「東金の文化財」(東金市ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

「文化財・歴史」(山武市ウェブサイト 令和6年1月閲覧)

山武市資料、九十九里町資料



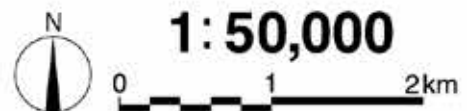
凡例

- : 都市計画対象事業実施区域
- — — : 行政界
- : 天然記念物
- : 史跡
- ▲ : 有形文化財（建造物）

図 3.2-14 指定文化財の状況

注) 24、28、34については詳細な所在地が不明であるため図示していない。

出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財 - 山武エリアの市町」
 (千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)
 「東金の文化財」(東金市ウェブサイト 令和6年1月閲覧)
 「文化財・歴史」(山武市ウェブサイト 令和6年1月閲覧)
 山武市資料、九十九里町資料



この地図は、国土地理院発行の電子地形図3万5千分の1を使用したものである。

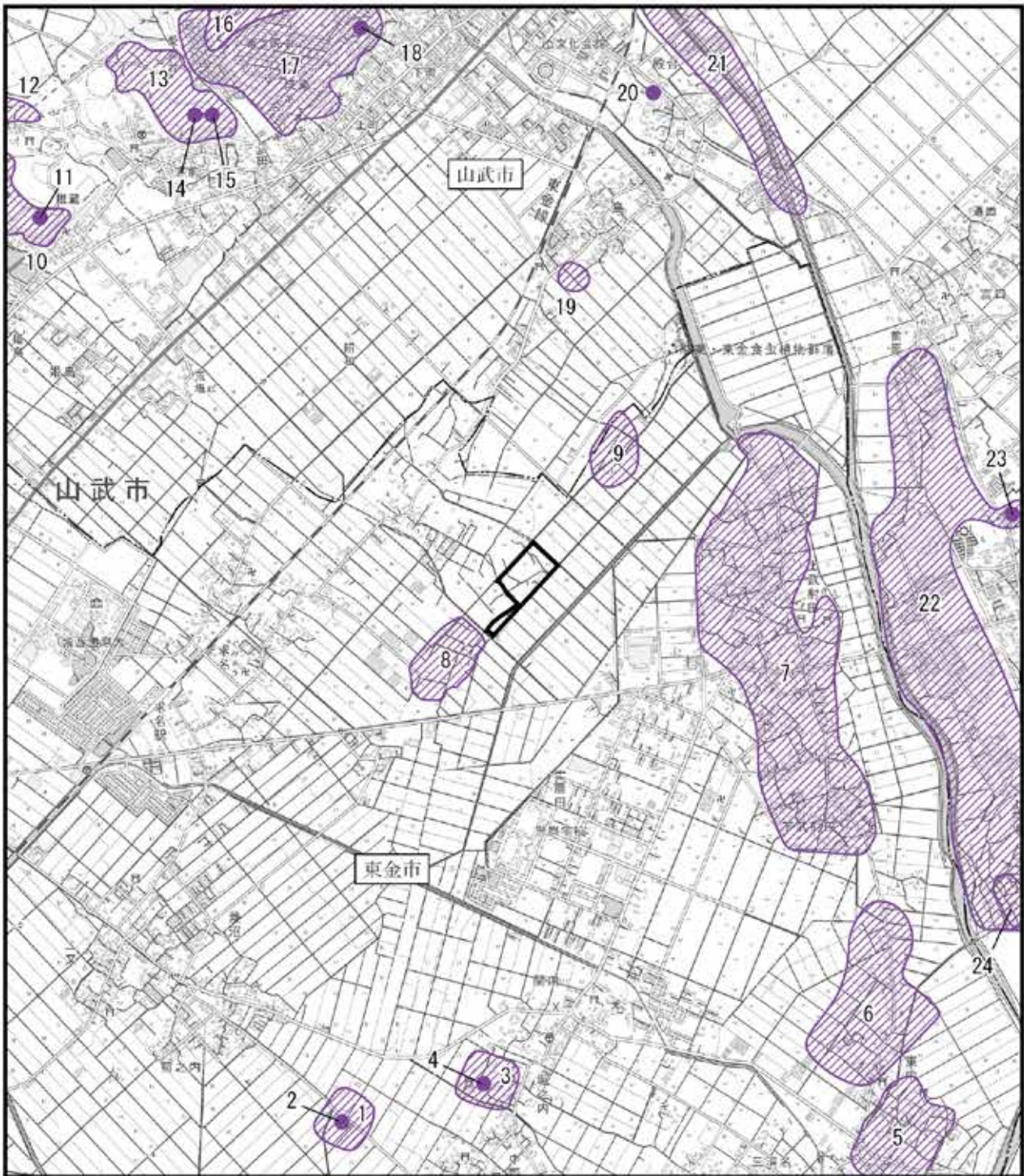
2) 埋蔵文化財の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2-59 及び図 3.2-15 に示すとおりである。

表 3.2-59 埋蔵文化財包蔵地の状況

市	番号	遺跡名	種別	時代
東金市	1	中野館跡	城館跡	中世
	2			
	3	堀之内館跡	城館跡	中近世
	4			
	5	山王遺跡	包蔵地	弥生、奈良・平安
	6	荒久遺跡	包蔵地	奈良・平安
	7	武射田遺跡	包蔵地	奈良・平安
	8	東古家前遺跡	包蔵地	平安
	9	高島遺跡	包蔵地	弥生、古墳（前・後）
山武市	10	八幡神社南遺跡	包蔵地、古墳	古墳、奈良・平安
	11			
	12	八幡神社北遺跡	包蔵地	古墳、奈良・平安
	13	成校グラウンド北遺跡	包蔵地、古墳	古墳、奈良・平安
	14			
	15			
	16	愛宕台遺跡	包蔵地	古墳、奈良・平安
	17	成東城跡	城館跡	中近世
	18			
	19	島南遺跡	包蔵地	古墳、奈良・平安
	20	伊藤左千夫出生地遺跡	包蔵地	近世、近代
	21	境川B遺跡	包蔵地	古代（古墳、奈良、平安）
	22	白幡貝塚	包蔵地、貝塚	縄文（後）
	23			
	24	下荒場遺跡	包蔵地	平安

出典：「ちば情報マップ」（千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧）



凡例




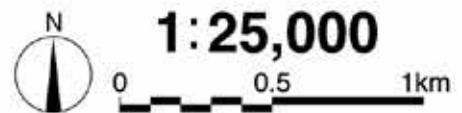
-  : 都市計画対象事業実施区域
-  : 行政界
-  : 埋蔵文化財包蔵地

図 3.2-15 埋蔵文化財の状況

出典：「ちば情報マップ ふさの国文化財ナビゲーション」
 (千葉県ウェブサイト 令和6年1月閲覧)



この地図は、国土地理院発行の電子地形図3万5千分の1を使用したものである。